

2026 業務のご案内

ディスクロージャー誌 2025年4月1日～2026年3月31日

Disclosure 2026

「JFマリンバンク」は、

JFマリンバンク会員

(信用事業を営む漁業協同組合等・信用漁業協同組合連合会・農林中央金庫)

および全国漁業協同組合連合会がメンバーとなって、

「マリンバンクあんしん体制」を構築する

全国ネットの金融グループの総称です。



目次

● ごあいさつ	01
● 経営方針	02
● 金融ADR制度への対応	03
● リスク管理の体制	04
● 法令遵守の体制	06
● 漁業者等の経営の改善のための取り組みの状況	07
● 当連合会の組織	09
● 地域の活性化のための取り組みの状況	15
● トピックス	15
● 事業のご案内	16
● 手数料一覧	21
● 財務諸表の正確性等に係る確認・会計監査人の監査	24
● 資料編	25

○ 本誌は、水産業協同組合法第58条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。

○ 計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

平素より東日本信用漁業協同組合連合会をご利用いただき、誠にありがとうございます。皆様に当連合会をより一層ご理解いただくため、経営方針や業務内容、直近の業績等を取りまとめたディスクロージャー誌「2026 業務のご案内」を作成いたしましたので、ご一読頂ければ幸いです。

第5事業年度となる令和7年度は、東日本信漁連合併時に策定した広域再編計画の最終年度として、理念・基本方針に基づき経営の安定運営と効率化に努めました。当年度においても、自然災害の猛威はますます勢いを強め、管内では記録的な豪雨や豪雪、山林火災等により大きな被害を受けました。被災した皆様に対して心からお見舞い申し上げるとともに、当連合会も最大限のサポートを行ってまいります。

経済・金融環境については、日経平均株価が史上最高値を更新し、食料品価格高騰を主因とした物価上昇が続いたことから、市中金利の上昇傾向が継続し、長期金利は約27年ぶりの水準となる等、日本経済が大きな変化を迎える年となりました。

漁業環境については、資源量の減少等による水揚げへの影響が継続したこと、また、米国による関税引き上げや中東における情勢不安等により漁業資材や燃料費が高騰し、漁業経営に大きな影響を及ぼしました。

こうした状況の中、当連合会の経営状況は、経常利益10億4千万円（事業計画対比+4億3千万円）、当期剰余金11億6千万円（同比+7億2千万円）の実績となりました。貯金・貸出ともに統一キャンペーンを実施し、浜に出向く体制の構築と漁業金融機能の強化に取り組むことで貯金7,162億円（同比△193億円）、貸出金1,435億円（同比+14億円）の年度末残高となりました。

最後になりますが、今後も皆様から信頼され、愛されるJFマリンバンクであり続けるため、私ども役職員一丸となり業績向上・経営改善・コンプライアンスの徹底に努め、浜や地域の期待に応えてまいり所存ですので引き続きご理解・ご支援をお願い申し上げます。

令和8年7月



経営管理委員会会長
平島 孝一郎



代表理事理事長
関 義文

経営方針（令和 8 年度事業運営方針）

「広域再編計画」（令和 8 年度～12 年度）を基に、経営の健全化に取り組んでまいります。

1. 経営の安定運営と効率化

福島県域を加えた 14 都県域での広域的かつ効率的な運営に取り組み、広域化による効率性をより一層高めるため、地区ブロック運営体制の構築に向けた協議を進めます。

また、経営管理委員会・理事会・各種委員会を適切に運営し、組織としての方針や取り組むべき諸課題について、経営層全体で認識を共有のうえ、必要な対応の検討・決定、リスクマネジメント・コンプライアンス態勢を強化いたします。

店舗体制については、チャンネル転換を進めていくなかで、利用者へ向けた機能強化を図るとともに、非対面サービスの推進等により効率的な運営を目指します。

2. 浜に出向く体制の構築と漁業金融機能の強化

各都県それぞれの漁業情勢・店舗体制等を踏まえた漁業金融態勢の機能強化に取り組んでまいります。また、14 都県域で培った融資ノウハウを最大限活用し、利用者の皆様へのサービス提供・金融機能向上に努めます。

3. 内部管理体制の強化

経営管理の高度化・事業方針や重要な取組事項の共有化等、本支店間のコミュニケーション・連絡体制を強化いたします。また、職員向けの研修等を継続することで審査・監査態勢の強化を図るとともに、役職員への諸手続きの周知徹底を行い、内部統制の強化に努めます。

また、金融庁ガイドラインを踏まえて、マネロン等リスク管理態勢を構築し、複雑化・巧妙化する犯罪利用を防ぎ、安心・安全な金融サービスを提供いたします。

苦情処理措置の内容

当連合会では、組合員等の利用者の皆様からのご相談・苦情等に対応するための業務運営体制・内部規則を整備し対応いたします。

具体的には、

①利用者サポート等管理責任者の設置

②ご相談・苦情等総括責任者・担当者の設置

を行い、利用者の皆様からのご相談・苦情については、誠実に受付け、迅速かつ適切に対応するとともに、必要に応じて関係部との連携を図り、相談・苦情等の迅速な解決に努めます。

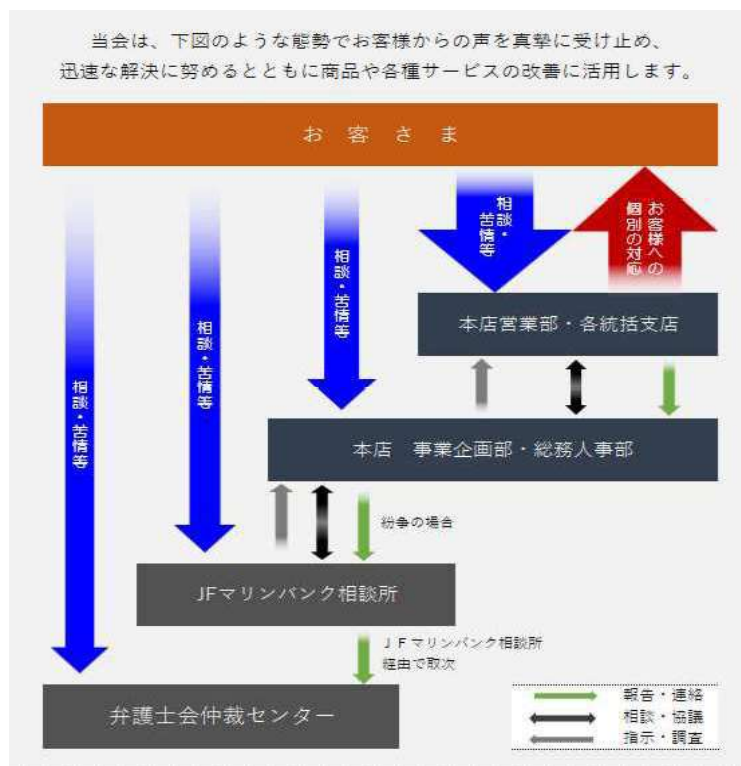
受付けたご相談・苦情等については、苦情処理態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策に活用します。

紛争解決措置の内容

苦情等のお申し出については、当連合会が対応いたしますが、納得のいく解決ができず、利用者の方が外部の紛争解決機関を活用して解決を図ることを希望される場合は、JF マリンバンク相談所を通じて弁護士会仲裁センターをご利用いただけます。

（JF マリンバンク相談所は、東京、第一東京、第二東京の3弁護士会と提携しており、紛争解決措置としてこの3弁護士会をご紹介します。）

なお、利用者の方が直接弁護士会に紛争解決を申し立てることも可能です。



◆ご相談・苦情等の窓口

東日本信漁連本店営業部・各統括支店
(連絡先はP11～P13の店舗一覧に記載しております)

本店 事業企画部

電話番号:03-3458-3864

本店 総務人事部

電話番号:043-301-5830

◆JFマリンバンク相談所でも、JFマリンバンクに関するご相談・苦情等をお受けしております。

JFマリンバンク相談所

電話番号:03-6631-3226

受付時間:午前9時00分～午後5時00分

(金融機関の休業日を除きます)

リスク管理の体制

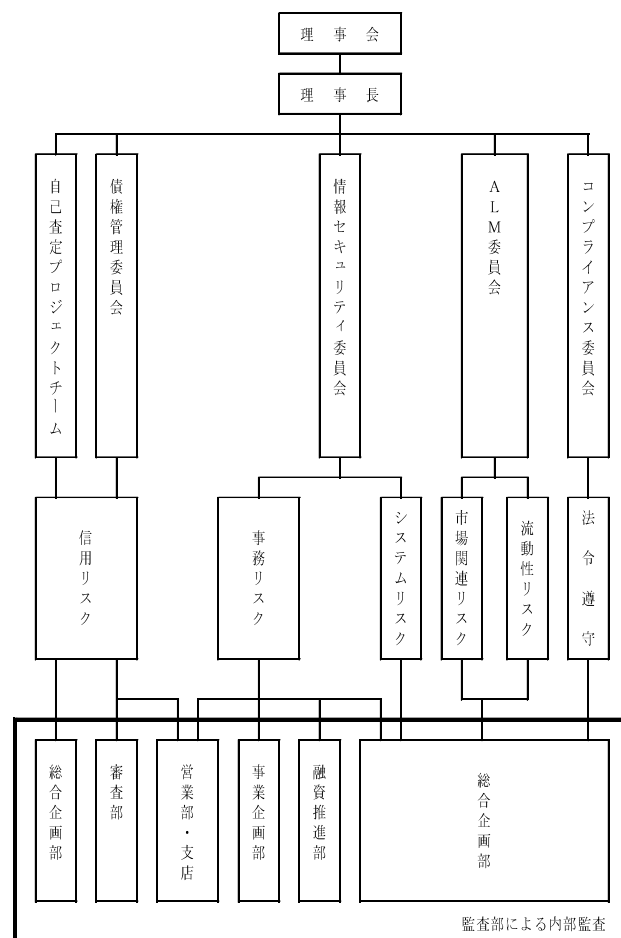
組合員等の利用者の皆様に安心してご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

金融の自由化、国際化の進展やITによる金融技術の発展等により、金融機関の業務はますます多様化し、管理するリスクも複雑かつ多岐にわたり、量的にも拡大しております。

このような中で、当連合会の経営においては、自己責任に基づき様々なリスクを的確に把握し、管理していくことが求められております。

当連合会は、このようなリスクを十分認識し経営の健全性維持と安定的な収益性、成長性の確保を図るため、リスク管理態勢の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ロンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでに高く高まっています。当連合会ではマネロン対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じております。



1. 信用リスク管理

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少または消失して金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、貸出資産の健全性の向上を図るため、貸出審査にあたっては特定の業種、漁種及び貸出先に偏ることのないよう留意するとともに、個別案件についても担保・保証にのみとられることなく、貸出先の信用力、事業内容及び成長性を十分審査し、信用リスクの管理を徹底するものとします。

また、資産の自己査定については、「資産自己査定実施要領」に基づき、適正に資産査定を実施するものとし、更に、監査部において、資産の自己査定実施プロセスを点検・検証することによって、信用リスク管理が適切に実施されているかを監査しております。

2. 市場関連リスク管理

市場関連リスクとは、金利や有価証券等の価格、為替相場等の様々な市場リスク要素の変動により、保有する資産の価値が変動し金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、「余裕金運用規程」に基づく運用を徹底するとともに、理事会に次ぐ意思決定機関としてALM委員会を設置・運営し、資産・負債構成のバランス状況、市場リスクの管理・運営方針の策定、運用状況等について過大なリスクを負担していないか等を協議しております。

また、組織面では、運用部門と管理部門を分離し、それぞれ相互けん制機能が発揮できるよう役割を明確化しております。

3. 流動性リスク管理

流動性リスクとは、金融機関の財務内容の悪化や信用の失墜により、必要な資金を確保できなくなり、資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク等をいいます。

当連合会では、資金調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰りに加え、安全性・収益性のバランスを考慮した効率的な資金調達・運用を基本とし、「流動性リスク管理方針」に基づく資金繰り管理の徹底に努めるとともに、ALM委員会において当連合会全体の資金繰りリスクを総括的に管理しております。

4. 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠るまたは事故・不正等を起こすことにより、金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、事務トラブルの発生を防止し、正確で迅速な事務処理が維持されるよう、各種規程やマニュアルの整備、事務処理体制の改善等による事務処理水準の向上に努めるとともに、取引先からの苦情に対しては迅速かつ適切に対応いたします。

また、日常の事務リスクに対応するために監査部による内部監査を実施し、相互けん制体制と厳正な事務処理態勢の確立に努め、さらに事務処理ミスの早期発見及び事故防止等を目的として、店舗長等部門管理者が自らチェックを行う自主点検を実施しております。

なお、事故防止のための人事管理として、年1回5営業日連続して職員が職場を離れる職場離脱を実施するとともに、長期間にわたり同一部署の同一業務に従事させることのないように人事異動（ローテーション）を実施しております。

5. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムの停止または誤作動等、システム不備にともない金融機関が損失を被るリスク、また、コンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクをいいます。

当連合会では、全国漁協オンラインセンターと連携のうえ、コンピュータ・システムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の障害や災害時等の対策については「緊急時対応計画」に基づく対応を行うこととしております。

なお、会内システムの管理は「セキュリティポリシー（情報セキュリティ基本方針）」及び「システムリスク管理規程」に基づき、厳正な管理・運営体制と安全対策を徹底して実施しております。

6. 危機管理への対応

当連合会の業務遂行上、万一不測の事態をきたした場合に遺漏なく顧客対応を行い、また早急な復旧を行い、平常業務体制に復帰するために、業務運営上の様々なケースを想定した危機管理計画を策定し、これに基づくリスク管理の徹底を図っていくこととしております。

また、防犯対策として、管内の警察等との日頃の連携や日常の備えのみならず、万一の事件（強盗・泥棒・車輛の強奪等）の際の対応について「防犯管理要領」に基づく対応徹底を図るとともに、火災・震災等の災害時の対応について「防災行動マニュアル」に基づく対応体制の整備を図ることとしております。

法令遵守の体制

1. コンプライアンス基本方針

当連合会では、コンプライアンス（法令遵守）を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、地域の組合員等の利用者から信頼されるマリンバンクをめざし、安心感と透明性の高い業務運営に努めます。

2. コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般に係る検討・審議を行うため、理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置するとともに、本店各部門・各支店にコンプライアンス責任者を配置しています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、毎年度制定するコンプライアンス・プログラムの実践スケジュールに基づき研修会を行い全役職員に徹底しています。

また、会員・利用者の皆様の声を真摯にとらえ、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の窓口を設置しています。

倫理要綱

1. 漁協系統信用事業の使命

協同組合原則を基本理念とする漁協系統信用事業本来の役割を自覚して、健全な業務運営を行い組合員等の利用者からの揺るぎない信頼の確立を図る。

2. 質の高い金融サービスの提供

漁業生産ならびに組合員の生活を支える、創意と工夫を活かした質の高い金融サービスの提供を通じて地域経済・社会の発展に貢献する。

3. 法令やルールの厳格な遵守

水協法・定款を始めとするあらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な信漁連運営を遂行する。

4. 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

5. 会員・地域社会とのコミュニケーション

経営情報の積極的かつ公正な開示、あるいは漁業の特性を活かした信漁連らしい活動等を通じて、会員はもとより広く地域社会とのコミュニケーションを図る。

漁業者等の経営の改善のための取り組みの状況

中小漁業者等の経営支援に関する取組状況（金融円滑化に係る基本方針）

当連合会は、漁業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む漁業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当連合会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当連合会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、中小漁業者等の経営支援に取り組んでおります。

- （１）新規の融資・借入条件変更等の申込みに対する柔軟な対応
- （２）経営相談、経営改善に向けての取り組み・支援
- （３）新規の融資・借入条件変更等の相談・申込みに対する適切かつ十分な説明
- （４）新規の融資・借入条件変更等に関する苦情・相談への公正・迅速・誠実な対応
- （５）新規の融資・借入条件変更等について、他の金融機関等との連携
- （６）当連合会の金融円滑化管理に関する体制整備
- （７）金融円滑化管理態勢の定期的検証

中小漁業者等の経営支援に関する態勢整備の状況

当連合会では、お客さまからの融資に係るお申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

- （１）理事長以下、関係役員・部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化及び経営者保証に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
- （２）当連合会は審査部長を「金融円滑化管理責任者」として、当連合会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- （３）本店・支店・営業店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各店舗における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

中小漁業者等の経営支援に係る取組状況

当連合会では、全国漁業信用基金協会等系統各団体や日本政策金融公庫等と連携した対策を行っております。

具体的には、お客さまとの面談によるコンサルティング、償還条件の変更、あるいは負債整理資金の提供による償還負担の軽減等に応じております。

水揚げ不振等により現在の償還条件が厳しい等の問題がありましたら、まずはお気軽に窓口担当者にご相談ください。

当連合会では、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを尊重し、遵守するとともに、融資慣行として浸透・定着させるよう努めてまいります。

当連合会は、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまから本ガイドラインに則した保証債務の整理の申し出を受けた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応いたします。

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは解消等を図ろうとしている漁業者等から資金調達の要請を受けた場合、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手段の可能性について、経営状況等を総合的に分析・判断し、検討いたします。

2. 経営者保証の契約時の対応について

- （１）主たる債務者と保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （２）保証金額の設定については、形式的に融資額と同等とはせず、主たる債務者及び保証人の状況を総合的に勘案して設定いたします。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

- （１）保証契約の解除または変更等の申入れを受けた場合は、改めて保証契約の必要性の検討を行い、検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- （２）事業継承が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、改めて必要性を検討するとともに検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。また、保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断いたします。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

保証債務を履行する場合には、保証人に残すことのできる資産の範囲について、必要に応じて支援専門家と連携しつつ、保証履行能力、経営責任、自由財産や標準的世帯の必要生活費の考え方を総合的に勘案して決定いたします。

当連合会の組織

◆ 会員

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
正会員	318	315	△3
准会員	48	46	△2
計	366	361	△5

◆ 役員の状況

(令和 8 年 3 月末)

	役職名	常勤/非常勤の別	氏名	備考
経営管理委員会	経営管理委員会会長	非常勤	平 島 孝 一 郎	鋸南町勝山漁協代表理事組合長
	経営管理委員会副会長	非常勤	磯 谷 光 一	上越漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	成 田 直 人	小泊漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	砂 田 光 保	広田湾漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	寺 沢 春 彦	宮城県漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	秋 山 佳 史	員外委員
	経営管理委員会委員	非常勤	田 中 國 治	八丈島漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	大 野 久 芳	くろべ漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	山 下 久 弥	石川県漁協理事
	経営管理委員会委員	非常勤	小 林 利 幸	越前町漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	橋 ヶ 谷 長 生	焼津漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	山 本 昌 弘	豊浜漁協代表理事組合長
	経営管理委員会委員	非常勤	清 水 三 千 春	三重外湾漁協代表理事組合長
理事	代表理事理事長	常勤	関 義 文	
	代表理事専務	常勤	鈴 木 章 浩	
	専務理事	常勤	鈴 木 桂 次	
監事	代表監事	常勤	宮 本 哲 也	員外監事
	監事	非常勤	山 崎 明 人	員外監事
	監事	非常勤	吾 妻 望	員外監事
	監事	非常勤	平 野 秀 輔	員外監事

◆ 自動機の設置状況 A T M（現金自動預入・支払機）、記帳振替専用機の設置台数

区分	種類	店舗内	店舗外
信漁連設置	ATM	77台	130台
	記帳振替専用	-	20台

◆ 協同会社 該当なし

◆ 特定信用事業代理業の状況

区分	氏名又は名称（商号）	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業者 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業	-	-	-

◆組織構成図 (令和8年3月末)



◆ 店舗一覧 (令和8年3月末)

	千葉			
ATM	本 店	〒260-0021	千葉県千葉市中央区新宿2-3-8	043-242-5261
ATM	木更津営業店	〒292-0067	千葉県木更津市中央3-3-1	0438-22-5171
ATM	館山営業店	〒294-0045	千葉県館山市北条字浜田1371	0470-23-7121
ATM	勝浦営業店	〒299-5233	千葉県勝浦市浜勝浦370	0470-73-0117
ATM	銚子営業店	〒288-0001	千葉県銚子市川口町2-6528	0479-22-5405
	富津営業店	〒293-0021	千葉県富津市富津2035-74	0439-87-5561
	勝山営業店	〒299-2117	千葉県安房郡鋸南町勝山122	0470-55-1511
ATM	鴨川営業店	〒296-0003	千葉県鴨川市磯村137-2	04-7093-2115
	青森			
ATM	青森支店	〒030-0803	青森県青森市安方一丁目1-32	017-722-1471
	平内土屋営業店	〒039-3372	青森県東津軽郡平内町大字土屋字淀川地先	017-752-2233
	平内茂浦営業店	〒039-3381	青森県東津軽郡平内町大字茂浦字茂浦61	017-755-4649
	平内浦田営業店	〒039-3381	青森県東津軽郡平内町大字茂浦字浦田地内	017-759-2719
	平内東田沢営業店	〒039-3301	青森県東津軽郡平内町大字東田沢字田沢111	017-759-2001
	平内小湊営業店	〒039-3312	青森県東津軽郡平内町大字浅所字浅所91-5	017-755-4650
	平内清水川営業店	〒039-3332	青森県東津軽郡平内町大字清水川字和山90-3	017-756-2050
ATM	八戸営業店	〒031-0822	青森県八戸市大字白銀町字三島下95	0178-33-2271
	岩手			
ATM	岩手支店	〒020-0023	岩手県盛岡市内丸16-1	019-623-8315
	広田湾営業店	〒029-2207	岩手県陸前高田市小友町字茗荷1番地10	0192-56-3946
ATM	大船渡支店	〒022-0002	岩手県大船渡市大船渡町字砂子前32-6	0192-25-1010
	綾里営業店	〒022-0211	岩手県大船渡市三陸町綾里字中曽根66	0192-42-2151
ATM	釜石大槌支店	〒026-0012	岩手県釜石市魚河岸3-3	0193-55-5316
ATM	山田営業店	〒028-1332	岩手県下閉伊郡山田町中央町11-14	0193-81-2238
ATM	重茂営業店	〒027-0111	岩手県宮古市重茂第1地割37-1	0193-68-2211
	宮古山田支店	〒027-0091	岩手県宮古市築地2-2-32	0193-63-5222
ATM	田老営業店	〒027-0307	岩手県宮古市田老3-2-1	0193-87-4455
ATM	小本浜営業店	〒027-0421	岩手県下閉伊郡岩泉町小本字家の向221-1	0194-28-2125
ATM	普代村営業店	〒028-8332	岩手県下閉伊郡普代村第9地割字銅屋31-4	0194-35-3111
	北三陸支店	〒028-0041	岩手県久慈市長内町第42地割6	0194-66-9035
	宮城			
ATM	宮城支店	〒986-0032	宮城県石巻市開成1-27	0225-21-5728
ATM	気仙沼営業店	〒988-0222	宮城県気仙沼市長磯船原32	0226-26-4720
ATM	石巻営業店	〒986-2135	宮城県石巻市渡波字栄田97	0225-24-1145
ATM	塩釜出張店	〒985-0001	宮城県塩釜市新浜町二丁目9-32	022-361-9210

◆ 店舗一覧 (令和8年3月末)

	茨城		
	茨城支店	〒310-0011 茨城県水戸市三の丸1-1-33	029-221-6281
	波崎営業店	〒314-0407 茨城県神栖市波崎新港9	0479-44-0575
	大津営業店	〒319-1702 茨城県北茨城市大津町2799	0293-46-1118
	東京		
ATM	東京支店	〒108-0075 東京都港区港南4-7-8	03-3458-3031
	新潟		
ATM	新潟支店	〒950-0078 新潟県新潟市中央区万代島2-1	025-241-7291
ATM	佐渡営業店	〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷98-90	0259-23-3171
ATM	上越営業店	〒949-1352 新潟県糸魚川市大字能生字中山7567-2地先	025-566-5401
	富山		
ATM	富山支店	〒930-0096 富山県富山市舟橋北町4-19	076-441-3528
ATM	魚津営業店	〒937-0000 富山県魚津市漁港定坊割	0765-32-5070
ATM	氷見営業店	〒935-0012 富山県氷見市比美町435	0766-72-0639
	石川		
ATM	石川支店	〒921-8025 石川県金沢市増泉2-7-37	076-234-8821
ATM	金沢営業店	〒920-0332 石川県金沢市無量寺町ヲ-51	076-268-8870
ATM	西海営業店	〒925-0566 石川県羽咋郡志賀町西海風戸ヌ-8-2	0767-45-1321
ATM	輪島営業店	〒928-0075 石川県輪島市鳳至町下町166	0768-22-1489
ATM	すず営業店	〒927-1204 石川県珠洲市蛸島町ネ部62	0768-82-2241
	小木営業店	〒927-0553 石川県鳳珠郡能登町字小木34-11	0768-74-1311
	福井		
	福井支店	〒910-0005 福井県福井市大手2-8-10	0776-21-6080
	越前営業店	〒916-0315 福井県丹生郡越前町小樟7-65	0778-37-2070
ATM	敦賀営業店	〒914-0061 福井県敦賀市蓬莱町17-19	0770-22-1344
	若狭営業店	〒917-0081 福井県小浜市川崎3-16	0770-53-0312

◆ 店舗一覧 (令和 8 年 3 月末)

	静岡			
ATM	静岡支店(総務部)	〒420-8644	静岡県静岡市葵区追手町9-18	054-273-4414
ATM	静岡支店(業務部)	〒425-0022	静岡県焼津市本町1-7-1	054-629-8682
ATM	下田営業店	〒415-0022	静岡県下田市2-12-28	0558-22-1840
ATM	沼津営業店	〒410-3402	静岡県沼津市戸田523-9	0558-97-5985
ATM	浜名営業店	〒431-0211	静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪2119-19	053-597-0540
	愛知			
ATM	愛知支店	〒460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内3-4-31	052-962-1481
ATM	篠島営業店	〒470-3505	愛知県知多郡南知多町大字篠島字神戸302-1	0569-67-2759
ATM	日間賀島営業店	〒470-3504	愛知県知多郡南知多町大字日間賀島字浜側87	0569-68-2019
ATM	豊浜営業店	〒470-3412	愛知県知多郡南知多町大字豊浜字相筆3-5	0569-65-0215
ATM	師崎営業店	〒470-3503	愛知県知多郡南知多町大字師崎字朝日町2	0569-63-0023
ATM	蒲郡営業店	〒443-0104	愛知県蒲郡市形原町三浦町12-2	0533-57-5125
	西尾営業店	〒444-0516	愛知県西尾市吉良町吉田須原112	0563-65-0551
	一色うなぎ営業店	〒444-0406	愛知県西尾市一色町対米船原18	0563-72-8023
	鬼崎営業店	〒479-0856	愛知県常滑市蒲池町3-97	0569-42-0241
	大浜営業店	〒447-0849	愛知県碧南市築山町1-70	0566-41-0248
	三重			
ATM	三重支店	〒514-0006	三重県津市広明町323-1	059-227-3190
ATM	桑名営業店	〒511-0033	三重県桑名市赤須賀86-21	0594-24-2279
ATM	伊勢鳥羽支店	〒516-0028	三重県伊勢市中村町786-1	0596-23-2017
ATM	鳥羽営業店	〒517-0011	三重県鳥羽市鳥羽4-2360-16	0599-26-2689
ATM	答志町営業店	〒517-0002	三重県鳥羽市答志町1354-34	0599-37-2905
ATM	志摩営業店	〒517-0501	三重県志摩市阿児町鶴方1401-1	0599-43-7822
ATM	和具営業店	〒517-0703	三重県志摩市志摩町和具1896-53	0599-84-0300
ATM	わたらい営業店	〒516-1308	三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3	0596-72-0764
ATM	尾鷲支店	〒519-3604	三重県尾鷲市港町3-11	0597-22-0660
ATM	長島町営業店	〒519-3205	三重県北牟婁郡紀北町長島字前浜2187-2	0597-46-2231

◆ 沿革

年 月	主 要 な 事 象
昭 和 24 年 10	静岡県信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 24 年 10	三重県信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 24 年 12	石川県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年 6月	愛知県信用漁業協同組合連合会設立
昭和25年 9月	青森県信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 25 年 11	新潟県信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 25 年 12	千葉県信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 26 年 12	福井県信用漁業協同組合連合会設立
昭和27年 1月	茨城県信用漁業協同組合連合会設立
昭和28年 3月	東京都信用漁業協同組合連合会設立
昭 和 28 年 12	岩手県信用漁業協同組合連合会設立
昭和30年 7月	富山県信用漁業協同組合連合会設立
令和 1年10月	合併準備室設立
令和 2年10月	合併契約書締結
令和 3年 4月	東日本信用漁業協同組合連合会設立
令和 3年10月	愛知県信用漁業協同組合連合会との合併契約書締結
令和 4年 4月	愛知県信用漁業協同組合連合会と合併
令和 5年10月	宮城県漁業協同組合との信用事業譲渡契約書締結
令和 6年 4月	宮城県漁業協同組合から信用事業譲受
令和 7年10月	福島県信用漁業協同組合連合会との合併契約書締結

地域の活性化のための取り組みの状況

当連合会は、水産漁業協同組合法を根拠法に、漁協系統の地域金融機関として、会員及び漁業者等皆様のニーズに応じた質の高い金融サービスを提供し、管内漁業の発展、利用者の生活向上、さらには地域経済・社会貢献に向けて取り組んでおります。

また、漁業生産関連資金、諸制度資金、生活関連ローン等、融資・金融相談機能の発揮に加え、魚食普及活動の推進や海浜清掃活動等にも取り組み、漁業・漁村の活性化に努めております。

トピックス

◆寄付金型定期貯金の販売

お預かりした定期貯金残高の0.01%相当額を（公財）漁船海難遺児育英会に寄付する、寄付金型定期貯金「JF 水色の羽根定期貯金」を販売いたしました。

皆様からお預け入れいただきました定期貯金に基づき、令和8年3月23日に漁船海難遺児育英会へ200万円寄付いたしました。

今後も、わが国の漁業と地域の発展に向けた社会貢献活動に取り組んで参ります。

寄付金贈呈式の様子（令和8年3月23日）



（写真左から）漁船海難遺児育英会：内田専務理事、坂本副理事長

当連合会：関理事長、鈴木章浩専務理事、鈴木桂次専務理事

事業のご案内

当連合会は、貯金・貸出・為替等、いわゆる金融業務といわれる内容の信用事業を行っております。
この信用事業は、漁協・信漁連・農林中金という三段階の組織が有機的に結びつき、漁協系統金融として大きな力を発揮しております。

●貯金業務

会員はもちろん地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしております。

普通貯金、定期貯金、定期積金、総合口座等の各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいております。

当連合会店舗に設置のATMの他、全国の漁協・信漁連、銀行、信用金庫をはじめとするM I C S加盟金融機関のキャッシュサービスコーナー、コンビニエンスストア等のATMでも現金のご出金が可能です。

貯金の種類

種類		特色	期間	お預入額
総合口座 (普通貯金・定期貯金)		1冊の通帳で貯める・使う・借りる・自動支払等の機能がセットされた口座です。暮らしの家計簿としてご利用ください。 普通貯金が不足しても定期貯金の合計額の90%最高900万円まで自動融資が受けられます。	出し入れ自由	1円以上
当座貯金		手形・小切手が利用できる商取引の決済口座です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金		いつでも出し入れ自由な貯金です。公共料金等のお支払いや給与、年金等の自動受取もできます。 ※お客様の要望により、貯金保険制度で全額保護の対象となる無利息の決済用普通貯金へ切り替えが可能です。	出し入れ自由	1円以上
通知貯金		まとまった資金の短期間の預け入れにご利用ください。	7日以上	1万円以上
納税準備貯金		納税のために日頃から準備しておく貯金です。お利息は非課税です。	納税の際引き出し	1円以上
貯蓄貯金 (Ⅰ型・Ⅱ型)		個人のお客様限定の、普通貯金の便利さと定期貯金の有利さを兼ね備えた貯金です。普通貯金と貯蓄貯金間のスウィング（振替機能）も備えております。基準残高以下の場合は普通貯金金利となります。 なお、Ⅰ型の場合、1ヶ月に6回以上のお引き出しには手数料がかかります。	出し入れ自由	1円以上
定期貯金	期日指定定期貯金	個人のお客様限定の、1年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。	最長3年 (1年据置後満期日を指定)	1円以上
	スーパー定期 <単利型>	小口のお客様用の、自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1円以上
	スーパー定期 <複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	3年以上5年以内	1円以上
	大口定期貯金	大口のお客様用の、自由金利型定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1ヶ月以上5年以内	1000万円以上
	変動金利型定期貯金<単利型>	半年ごとに金利が変わる定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1年以上3年以内	1円以上
	変動金利型定期貯金<複利型>	個人のお客様限定の、半年複利の定期貯金です。 自動継続のお取り扱いが便利です。 なお、満期日を指定する方式もございます。	1年以上3年以内	1円以上
積立定期貯金		毎月の積立をスーパー定期でお預かりする定期貯金です。	1ヶ月以上5年以内	1円以上
定期積金		契約時に満期目標額を設定する方式と毎回の掛金額を定める方式がございます。	6ヶ月以上7年以内	100円以上

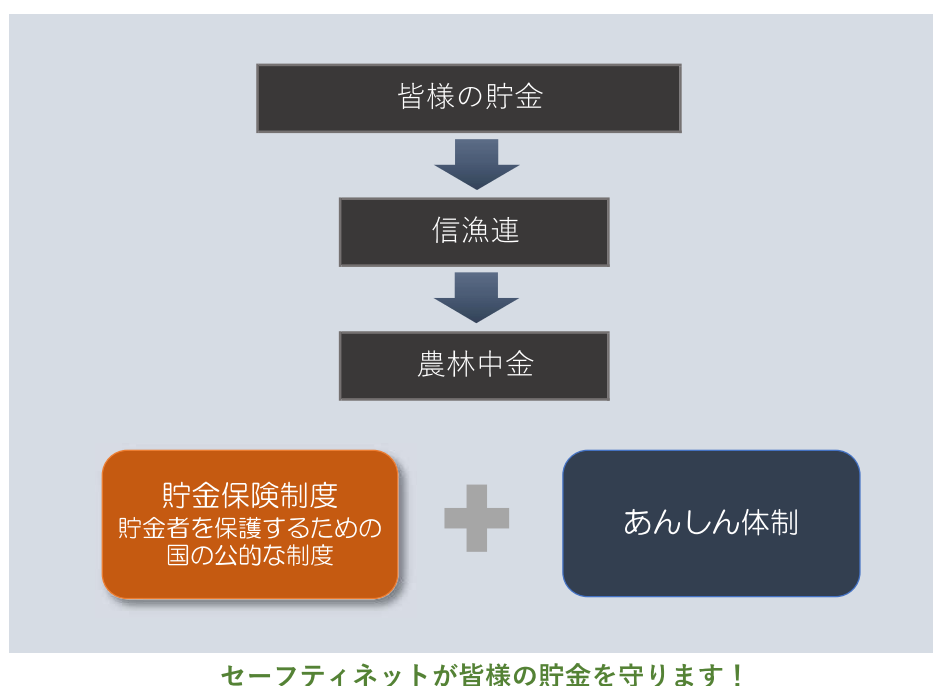
(注) 貯金に関しては、貯金規定集の内容をご覧ください、ご不明な点は店頭窓口までお尋ねください。

「あんしん体制」で、組合員・利用者の皆様が
より安心できるメインバンクとなることを目指しております。

JF マリンバンクでは、平成15年1月に施行された再編強化法（※）の規定に基づき、「あんしん体制」というセーフティネットを構築しています。

「あんしん体制」は、経営に問題のある経営体を早期に発見し早期に改善することで、より信頼され利用される浜の暮らしに密着した金融機関となるための仕組みです。

※再編強化法・・・正式には「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」



◆ 貯金保険制度

貯金者を保護するための国の公的な制度が「貯金保険制度」です。漁協、信漁連、農林中金等が加入しており、加入者が納める保険料を原資に、貯金を一定の範囲で保護します。

◆ あんしん体制

貯金者を守るため「JF マリンバンク中央本部」が各漁協、信漁連の経営状況を日頃からチェックして健全な経営を維持することで、皆様からお預かりした貯金をグループ全体でしっかりお守りいたします。

このシステムで浜の安心を提供していきます。

●貸出業務

会員への融資をはじめ、地域住民の皆様や事業主の皆様の暮らしや、漁業者・事業者の皆様の事業に必要な資金をご融資しております。

また、地方公共団体・水産関連産業等へのご融資を通じて、地域経済の発展に貢献しております。

なお、日本政策金融公庫等の融資の申し込みのお取次ぎもしております。

貸出金の種類

◆漁業制度資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
漁業近代化資金	漁船の建造、取得、改造	<漁船漁業者> 9,000万円(20トン未満) 36,000万円(20トン以上)	漁船20年以内 据置期間：3年以内 機器10年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会	必要に応じて設定
	エンジンの交換、漁船用機器の設置	<養殖業者> 9,000万円（個人） 36,000万円（法人）	据置期間：3年以内 漁具・養殖いかだ		
	漁網等漁具の購入	<水産加工業者> 9,000万円	5年以内（大型定置網 にあっては10年以内） 据置期間：2年以内		
	水産物等運搬車の購入	<漁協等> 120,000万円	種苗等5年以内 据置期間：3年以内		
	漁業倉庫の建設				
	タイ、アジ等の種苗購入等	※資金使途により融資額 が異なります。	※資金使途により融資 期間が異なります。		

◆事業関連資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
J F マリンバンク 浜の活力再生資金	浜の活力再生(広域)プランの実践に必要な設備資金 漁協・漁連の共同利用施設の整備等に必要な設備資金	事業計画に基づく合理的な金額	20年以内 据置期間：3年以内		
J F マリンバンク 災害緊急資金	<自然災害の場合> 漁業経営の維持や再開に係る運転資金（短期・長期） <感染症被害の場合> 行政等からの金融支援等を受けるまでのつなぎ資金 <ウクライナ情勢による影響の場合> 操業困難・物価高騰等により受けた影響に対応する運転資金	<自然災害の場合> 短期資金・長期資金の合算で600万円以内かつ所要額以内 ただし、能登半島地震による場合は、所要額以内 <感染症被害の場合> 所要額以内 <ウクライナ情勢による影響の場合> 所要額以内	短期資金：1年以内 長期資金：10年以内 据置期間：3年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会 信用保証協会	
J F マリンバンク 新規就業者応援資金	漁業経営・漁業生産に必要な設備資金・運転資金	5,000万円以内かつ所要額以内	10年以内 据置期間：3年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会	必要に応じて設定
J F マリンバンク 浜活性化応援資金Ⅰ	漁業経営・漁業生産・水産物の加工及び流通に必要な短期の経常運転資金	所要資金以内	1年以内		
J F マリンバンク 浜活性化応援資金Ⅱ	漁業経営・漁業生産・水産物の加工に必要な長期の運転資金	所要資金以内	10年以内 据置期間：3年以内		
J F マリンバンク ALPS処理水対応資金	漁獲共済・積立ぶらす又は賠償金やその他確定財源の支払いを受けるまでの短期つなぎ資金 国の買取保管等支援事業を実施するにあたり必要となる短期運転資金	支払確定財源の範囲内 所要額以内	1年以内	漁業信用基金協会 遠洋沖合漁業信用基金協会 信用保証協会	
J F マリンバンク 持続可能な漁業応援資金	持続可能な漁業経営・漁業生産（※）に必要な設備資金・運転資金 ※漁業経営改善制度における漁業経営の改善に関する指針に準じた取組	<漁業者（個人）> 9,000万円以内かつ所要額以内 <漁業者（法人）> 3億6,000万円以内かつ所要額以内 <漁協および漁連等> 12億円以内かつ所要額以内	10年以内		

●貸出業務

◆住宅資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
J F 住宅ローン	住宅の新築 土地および住宅の購入	全国保証(株) 20,000万円以内	全国保証(株) 40年以内	全国保証(株)	ご融資対象物件 および敷地
	リフォーム 住宅ローンの借換	協同住宅ローン(株) 5,000万円以内	協同住宅ローン(株) 35年以内	協同住宅ローン(株)	火災保険請求権
J F ローン	リフォーム	オリコ保証 1,000万円以内	オリコ保証 15年以内	オリコ保証	不要
	リフォームローン リフォームローンの 借換	ジャックス保証 1,500万円以内	ジャックス保証 20年以内	ジャックス保証	不要
	無担保借換住宅 ローン 住宅ローンの借換	1,500万円以内	20年以内	ジャックス保証	不要

◆生活関連資金

種類	資金使途	融資限度額	融資期間	保証	担保
J F ローン	マイカーローン 自動車購入 車検・修理・運転 免許取得費用等	1,000万円以内	15年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	フリーローン 使いみち自由 ※事業性資金は除く	500万円以内	10年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	教育ローン 入学・在学に必要な 資金 教育ローンの借換	1,000万円以内	オリコ保証 10年以内 ジャックス保証 17年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
	その他目的ローン 耐久消費財購入等 漁業・水産関連全 般の設備資金	500万円以内	10年以内	オリコ保証 ジャックス保証	不要
漁協カードローン	使いみち自由 ※事業性資金は除く	100万円以内 初回は30万円以内	3年毎の自動更新	ジャックス保証	不要

※ 漁業制度資金につきましては、漁業近代化資金の他に漁業経営維持安定資金、沿岸漁業改善資金等もご利用いただけます。

なお、漁業制度資金は都県毎に要綱等が定められておりますので、詳しくは最寄りの窓口へご相談ください。

※ 事業関連資金、住宅資金、生活関連資金につきましては、都県域毎に独自商品のご利用が可能です。

詳しくは最寄りの窓口にてご相談ください。

◆融資の業務代理

日本政策金融公庫（農林水産事業、国民生活事業）の融資業務代理

住宅金融支援機構の融資業務代理

福祉医療機構の融資業務代理

北方領土問題対策協会の融資代理業務

●為替・各種サービス

多様化するお客様のニーズに対応するため、マリンバンクの特性を活かしたきめ細やかなサービスを提供しております。

◆ 為替業務

資金の振込、小切手や手形の代金取立等の内国為替業務を取り扱っております。

◆ 各種年金のお受け取り

国民年金・厚生年金・船員保険・共済組合年金等がお客様の貯金口座へ自動的に振り込まれます。

◆ 自動振替

電気・電話・NHK受信料といった公共料金をはじめ、国税、県税、高校授業料、国民年金掛金等をお客様の貯金口座から自動的にお支払いいたします。

◆ 収納代理

県税・市税等のお振込みがご利用いただけます。

◆ 給与振込

給料やボーナスが会社から直接お客様の貯金口座に振り込まれます。

◆ クレジットカード

マリンクレジットはショッピングやレジャー等サイン一つで国内はもちろん海外の加盟店でもご利用になれる便利なカードです。

◆ デビットカード

ジェイデビット(J-Debit)のマークのある加盟店でお持ちのキャッシュカードでお買い物ができます。

◆ JFマリンネットバンク

お手持ちのインターネットに接続可能なパソコン・スマートフォンから残高照会や振込・振替等が24時間いつでも可能なサービスです。

また、パソコン・スマートフォンから公共料金や税金等各種料金のお支払いができるペイジー(Pay-easy)サービスにも対応しております。

●商品利用の留意事項

当連合会では、貯金等の商品を利用されるお客様に対して、顧客保護の観点から当該商品の契約の内容及び重要事項等について説明及び情報の提供を行っております。

- ・店頭での主要な貯金・定期積金の金利の表示
- ・店頭でのサービス手数料一覧の表示
- ・商品内容全般に対する情報提供（お客様のお求めに応じた説明による）

商品名、期間（自動継続の有無を含む）、受入方法、払戻（支払）方法、利息（利率、計算方法等）、手数料、中途解約時の取り扱い、付加できる特約事項（総合口座の担保差入等）、借入金額、借入期間、借入利率、資金使途、返済方法、担保、保証、その他参考となる事項

手数料一覧

■振込手数料

(消費税含む)

種類				手数料		
				同一店宛	本支店宛	他行宛
窓口扱 ※ 3	電信扱 貯金振替扱	3 万円未満		110 円	220 円	660 円
		3 万円以上		330 円	440 円	880 円
	現金扱	3 万円未満		110 円	220 円	660 円
		3 万円以上		330 円	440 円	880 円
	文書扱 貯金振替扱	3 万円未満				660 円
		3 万円以上				880 円
	現金扱	3 万円未満				660 円
		3 万円以上				880 円
F P D ・ C D 持込扱 ※ 1			3 万円未満	110 円	110 円	380 円
			3 万円以上	110 円	330 円	550 円
W e b 自振（総合振込）扱 J F データ伝送サービス(ADP方式)(総合振込)扱 ※ 2			3 万円未満	無料	110 円	270 円
			3 万円以上	無料	220 円	440 円
インターネットバンキング扱			3 万円未満	無料	110 円	270 円
			3 万円以上	無料	220 円	440 円

※ 1、※ 2 法人・事業者のお客様が対象です。

※ 3. 窓口での募金・義援金・寄付金のお振込みに関しましては、無料とさせていただきます。

■ATM振込手数料

(消費税含む)

種類			手数料		
			同一店宛	本支店宛	他行宛
A T M 扱	当会キャッシュ カード	3 万円未満	無料	110 円	270 円
		3 万円以上	無料	330 円	440 円
	現金	3 万円未満	無料	110 円	270 円
		3 万円以上	220 円	330 円	440 円
	他行キャッシュ カード	3 万円未満	110 円	220 円	380 円
		3 万円以上	330 円	440 円	550 円

■為替自動振込手数料

(消費税含む)

種類		手数料		
		同一店宛	本支店宛	他行宛
定時定額自動振込扱	3 万円未満	無料	110 円	270 円
	3 万円以上	無料	220 円	440 円

(令和 8 年 6 月末)

■窓口両替手数料（金種指定払戻手数料）

（消費税含む）

両替枚数		手数料
1 枚 ～	5 0 枚	無料
5 1 枚 ～	1 0 0 枚	110 円
1 0 1 枚 ～	3 0 0 枚	220 円
3 0 1 枚 ～	5 0 0 枚	330 円
5 0 1 枚 ～	7 0 0 枚	440 円
7 0 1 枚 ～	1, 0 0 0 枚	550 円
1, 0 0 1 枚 ～		500枚毎に 330 円を加算

■窓口大量硬貨入金手数料

（消費税含む）

入金枚数		手数料
1 枚 ～	1 0 0 枚	無料
1 0 1 枚 ～	3 0 0 枚	220 円
3 0 1 枚 ～	5 0 0 枚	330 円
5 0 1 枚 ～	7 0 0 枚	440 円
7 0 1 枚 ～	1, 0 0 0 枚	550 円
1, 0 0 1 枚 ～		500枚毎に 330 円を加算

- ※1. 両替の枚数単位は、お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「受け取られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれが多い方とします。
2. 同時（同日）に複数回の両替、大量硬貨入金を依頼される場合は、その合計枚数に応じた手数料を頂きます。
3. 金種指定払戻しとは、金種を指定した貯金口座の出金をいい、その際のお取扱い枚数は「払戻枚数から1万円札を除いた枚数」となります。
4. 大量硬貨による振込・諸納付等についても同額の手数料を頂きます。
5. 大量硬貨による募金・義援金・寄付金のご入金に関しましては、無料とさせていただきます。

（令和8年6月末）

■ATMご利用手数料

(消費税含む)

金融機関名	取引種別	平日			土曜日			日祝祭日
		早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
東日本信漁連	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
全国ネット (全国の漁協・信漁連)	入金	無料			無料			無料
	出金	無料			無料			無料
J Aバンク	出金	無料			無料			無料
セブン銀行	入金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
	出金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
ローソン	入金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
	出金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
E-net	入金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
	出金	110 円	無料	110 円	110 円	無料	110 円	110 円
ゆうちょ銀行	入金	110 円	無料	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
	出金	110 円	無料	110 円	110 円	110 円	110 円	110 円
MICS提携行 (上記以外の金融機関)	出金	220 円	110円	220 円	220 円	110 円	220 円	220 円
		※ 1		※ 1	※ 1		※ 1	※ 1

- ※ 1 MICS提携行で手数料が220円の取引（早朝、時間外での出金）を行う際に、お客様の口座が総合口座等で当該取引により貸越が発生する場合には、取引金額が1万円以下の場合取り扱いできません。
- ※ 2 E-net取扱店舗は、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、カインズホーム、ベイシア、ライフ等です。なお、ミニストップについては、MICS提携行の利用手数料となります。
- ※ 3 全国の漁協・信漁連と、セブン銀行、ゆうちょ銀行、ローソン、E-netのATMでは、出金取引に加えて入金取引もできます。信漁連の窓口が開いていない時間帯にもお気軽にご利用ください。
- ※ 4 ATMのお取り扱い時間は次のとおりです。（店舗により下記の時間帯内でも取り扱いを行っていない場合がございますので、ATMコーナーの表示をご確認ください）

	平日			土曜日			日祝祭日
	早朝	時間内	時間外	早朝	時間内	時間外	時間外
お取扱時間	8:00	8:45	18:00	8:00	9:00	14:00	8:00
	}	}	}	}	}	}	}
	8:45	18:00	21:00	9:00	14:00	21:00	21:00

(令和 8 年 6 月末)

確 認 書

1. 私は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認いたしました。
 - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2)業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3)重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 8年 6月30日

東日本信用漁業協同組合連合会
代表理事理事長 関 義文

会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、水産業協同組合法第41条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

資料編

目次

26	業績
27	財務諸表の状況
40	貯金の状況
41	貸出金等の状況
44	有価証券の状況
46	受託業務・為替業務の状況
47	経営指標等の状況
50	自己資本の充実の状況
67	リスク管理情報

○ 記載金額は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。
そのため合計欄が表示上一致しない場合があります。
また、零円の場合は"-"で、単位未満の場合は"0"で表示しています。

収支の状況

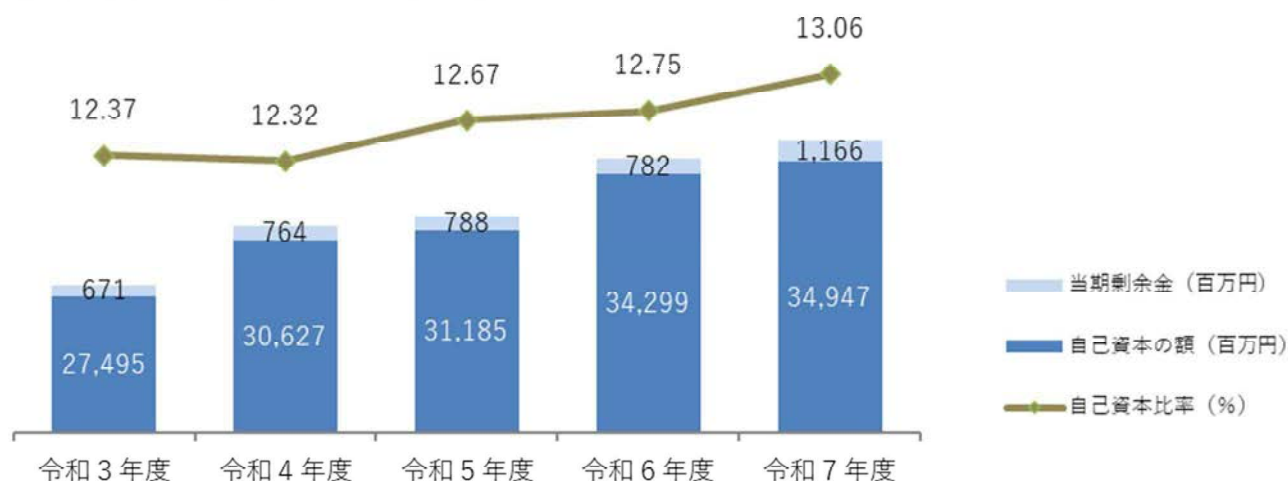
令和7年度の当連合会の経営状況は、経常収益80億4千万円（計画対比+3億8千万円）、経常利益10億4千万円（同比+4億3千万円）、当期剰余金11億6千万円（同比+7億2千万円）の実績となりました。

貯金・貸出金の年度末残高は貯金7,162億円（同比△193億円）、貸出金1,435億円（同比+14億円）となり、貯金については市中金利上昇等の影響を受け計画値を下回る実績となったものの、経常利益・当期剰余金ともに計画値を上振れて達成することができました。

なお、金融機関の健全性を示す自己資本比率は13.06%であり、JF マリンバンク基本方針の定める基準値（8%）を超過しております。

また、経営の効率性を高めるため、地区ブロック毎の運営体制の検討を深めていき、より一層の収支拡大に取り組んでまいります。

当期剰余金・自己資本比率の推移



貯金業務

年2回の貯蓄キャンペーンを中心に貯蓄推進活動を展開しましたが、市中金利上昇等の影響を受け、年度末残高7,162億円の実績となりました。今後も安定的な経営基盤維持のため、積極的な貯蓄推進に取り組んでまいります。

貸出業務

浜に出向く体制として、役職員一体となって利用者への訪問活動を積極的に実施するとともに、大規模漁業者や漁業周辺業者への大口資金需要への対応や、生活ローンのキャンペーン推進に取り組むことで、年度末残高1,435億円の実績となりました。今後も浜とつながりを強化し、積極的な融資推進に取り組んでまいります。

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科目	令和 6 年度	令和 7 年度	科目	令和 6 年度	令和 7 年度
■資産の部			■負債の部		
現金	9,461	11,444	貯金	736,104	716,225
預け金	572,607	552,096	当座貯金	1,247	834
系統預け金	558,533	536,955	普通貯金	393,895	385,540
系統外預け金	14,073	15,140	納税準備貯金	377	369
有価証券	8,560	6,326	貯蓄貯金	809	717
国債	1,202	992	通知貯金	81	60
地方債	3,213	2,438	別段貯金	3,597	3,552
政府保証債	2,244	1,493	定期貯金	329,357	318,743
社債	1,698	1,300	積立定期貯金	3,951	3,793
外国証券	202	101	定期積金	2,788	2,613
貸出金	142,002	143,595	借入金	1	1
手形貸付金	11,050	11,324	手形借入金	-	-
証書貸付金	115,159	116,014	証書借入金	1	1
当座貸越	7,492	7,956	代理業務勘定	7	0
金融機関貸付	8,300	8,300	その他負債	1,762	3,050
割引手形	-	-	貸付留保金	991	1,624
その他資産	1,190	1,963	未払法人税等	41	222
未決済為替貸	32	37	従業員預り金	150	122
前払費用	10	11	未決済為替借	163	165
未収収益	859	1,663	未払費用	230	662
その他の資産	287	250	前受収益	40	45
固定資産	2,777	2,565	リース債務	-	-
有形固定資産	2,754	2,548	資産除去債務	5	5
無形固定資産	22	17	その他の負債	138	202
外部出資	40,000	40,003	諸引当金	1,889	1,934
繰延税金資産	109	575	賞与引当金	145	180
長期前払費用	233	191	退職給付引当金	1,706	1,703
債務保証見返	429	410	役員退職慰労引当金	37	51
貸倒引当金	△ 1,819	△ 1,710	睡眠貯金払戻引当金	-	-
外部出資等損失引当金	-	-	繰延税金負債	-	-
			再評価に係る繰延税金負債	238	203
			債務保証	429	410
			負債の部 計	740,433	721,826
			■純資産の部		
			出資金	24,058	24,049
			資本準備金	20	20
			利益剰余金	10,397	11,069
			利益準備金	3,753	3,913
			その他利益剰余金	6,644	7,156
			特別積立金	3,569	3,969
			優先出資償却積立金	1,550	1,200
			資産除去費用積立金	-	-
			当期末処分剰余金	1,525	1,986
			(内当期剰余金)	(782)	(1,166)
			会員資本合計	34,477	35,139
			その他有価証券評価差額金	40	△ 17
			土地再評価差額金	602	513
			評価・換算差額等合計	642	496
			純資産の部 計	35,120	35,635
資産の部合計	775,553	757,462	負債及び純資産の部合計	775,553	757,462

◆損益計算書

(単位：百万円)

損失の部	令和6年度	令和7年度	利益の部	令和6年度	令和7年度
経常費用	5,836	7,000	経常収益	6,751	8,044
資金調達費用	340	1,145	資金運用収益	5,953	7,257
貯金利息	325	1,125	貸出金利息	1,937	2,184
借入金利息	0	0	預け金利息	202	1,300
支払雑利息	8	12	有価証券利息配当金	133	114
支払奨励金	7	6	受入雑利息	0	0
役務取引等費用	102	108	受取奨励金	3,680	3,658
内国為替支払手数料	12	12	受取特別配当金	-	0
その他支払手数料	23	30	役務取引等収益	248	245
その他役務取引等費用	66	65	内国為替受入手数料	130	128
その他事業費用	124	201	その他受入手数料	73	70
融資保険料	46	40	その他役務取引等収益	44	45
支払助成金	3	2	その他事業収益	376	376
国債等債券売却損	-	97	信託報酬	-	-
国債等債券償還損	-	-	受取出資配当金	31	17
事業推進費	71	57	受取助成金	345	358
債権管理費	4	3	国債等債券売却益	-	-
事業管理費	5,266	5,544	国債等債券償還益	-	-
人件費	2,923	2,973	その他経常収益	171	164
旅費交通費	89	90	貸倒引当金戻入益	63	58
業務費	903	938	賃貸料	45	47
負担金	185	367	その他の経常収益	62	58
施設費	882	901			
貯金保険料	48	31			
雑費	16	17			
税金	216	223			
その他経常費用	1	1			
貸倒引当金繰入	-	-			
貸出金償却	-	1			
その他の経常費用	1	0			
経常利益	914	1,043			
特別損失	27	146	特別利益	0	16
減損損失	26	142	受入補助金	0	0
臨時損失	-	-	その他の特別利益	0	16
その他の特別損失	1	3			
税引前当期利益	887	913			
法人税、住民税及び事業税	41	226			
法人税等調整額	63	△ 478			
当期剰余金	782	1,166			
前期繰越剰余金	742	732			
優先出資消却積立金取崩額	-	350			
自己優先出資消却額	-	△ 350			
土地再評価差額金取崩額	-	88			
電算対策積立金取崩額	-	-			
当期末処分剰余金	1,525	1,986			

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券（外部出資含む）の評価基準及び評価方法

- (1) 満期保有目的の債券は、移動平均法による償却原価法（定額法）。
- (2) その他有価証券については時価法（その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産は除く）

定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 10年～50年 その他 2年～50年

(2) 無形固定資産（リース資産は除く）

当連合会利用ソフトウェアは当連合会における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、資産自己査定実施要領、経理規程並びに貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準に則り、以下のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち債務者の支払能力を総合的に判断して、必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産自己査定実施要領に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しております。

- (2) 賞与引当金は、職員への賞与支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。

- (3) 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき当事業年度に発生していると認められる額を計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定期間（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

- (4) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金支出に備えるため、役員退任手当支給規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「内国為替受入手数料」「その他受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、内国為替受入手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものです。

為替業務及びその他の役務取引等に係る履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

5. 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

資産に係る控除対象外消費税等はその他の資産に計上し、5年間で均等償却を行っております。

6. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額 1,710,674千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額 575,389千円

(2) その他の情報

繰延税金資産の計上は、翌事業年度以降において未使用の税務上の繰越欠損金及び将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っております。

翌事業年度以降の課税所得の見積りについては、令和7年10月に作成した広域再編計画を基礎として、当連合会が将来獲得可能な課税所得の時期及び金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りについては、将来の不確実な経営環境及び当連合会の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

III. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額は4,286,203千円、圧縮記帳累計額124,595千円です。

2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等の一部は、リース契約により使用しております。

3. 担保に供している資産は、次のとおりです。

担保に供している資産	系統定期預け金	35,000,000 千円
	系統外定期預け金	38,000 千円
担保資産に対応する債務	為替資金決済	127,566 千円
	公金収納決済	307 千円

4. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債権の総額は10,368,616千円です。

5. 理事、経営管理委員及び監事に対する金銭債務はありません。

6. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額、及びその合計額は次のとおりであります。

(1) 債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は2,081,595千円、危険債権額は3,445,838千円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態に至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

(2) 債権のうち、三月以上延滞債権はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当しないものです。

(3) 債権のうち、貸出条件緩和債権額は165,875千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

- (4) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の合計額は5,693,310千円です。

なお、上記(1)から(4)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は11,045,114千円であります。このうち原契約期間が一年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が11,045,114千円あります。
8. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日公布法律第24号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。
- 再評価を行った年月日 平成11年3月31日
 - 同法律第3条第3項に定める再評価の方法
- 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布、政令第119号)第2条第1号に定める近隣の地価公示価格及び第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出しております。
- 土地の再評価に関する法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額は288,322千円です。

IV. 損益計算書に関する注記

1. 当事業年度において固定資産の減損損失を以下のとおり特別損失に計上しました。

(1) グループिंगの方法

業務用資産については、管理会計の最小区分である都県単位でグループングしております。また、遊休資産及び賃貸資産については、物件毎に個別の資産グループとしております。

(2) 当事業年度において減損損失を認識した資産又は資産グループ

場所	用途	種類	減損損失
金沢市	遊休資産	土地・建物等	142,309 千円 (土地:124,018千円、建物等:18,290千円)
合計			142,309 千円 (土地:124,018千円、建物等:18,290千円)

(3) 減損損失の認識に至った経緯

金沢市の土地・建物等については、2026年度中に売却予定であるため、これらの資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。

(4) 回収可能価額の算定方法

遊休資産の回収可能価額については正味売却価額としており、正味売却価額は売買契約書に基づいて算定しております。

V. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連合会は、関東及び東北、北陸、東海を事業区域として、地元の漁業者等が組合員となっている各地の漁業協同組合が会員となって運営されている協同組織金融機関であり、主に会員及びその組合員（以下、所属員という。）に対して貯金の受入や事業資金の貸付等の信用事業を行っており、これに伴う金融商品を有しております。

当連合会は、貯金及び借入金を原資として、資金を必要とする所属員等に貸付を行っております。また、残った資金は農林中金に預け入れるほか、国債及び地方債等の有価証券による運用を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当連合会が保有する金融資産は、取引先等に対する貸出金及び有価証券であり、貸出金は顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。決算日現在における貸出金のうち、65%は水産業に対するものであり、当該水産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は債券であり、満期保有目的、その他目的で保有しております。これらは、発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

借入金については、北方領土問題対策協会からの借入であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当連合会は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しております。

また、通常の貸出取引については、本店に審査部を配置し、都県に配置した審査担当者との連携を図りながら与信審査を行っております。

審査に当たっては、取引先のキャッシュ・フロー等により償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準等厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っております。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っております。

不良債権については管理・回収方針を作成・実施し、資産の健全化に取り組んでおります。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「貸倒償却及び貸倒引当金の計上基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、本店の総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うこととしております。

② 市場リスクの管理

当連合会では、金利リスク、価格変動リスク等の市場リスクを的確に管理することにより、収益化及び財務の安定化を図っております。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析等を実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めております。

とりわけ有価証券運用については、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及び当連合会の保有有価証券ポートフォリオの状況やALM等を考慮し、経営管理委員会において運用方針を定めるとともに、経営層と主要な職員とで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っております。運用部門は、経営管理委員会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買を行っております。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い、経営層に報告しております。

(市場リスクに係る定量的な情報)

当連合会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品であります。当連合会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」、「貯金」、「借入金」です。

当連合会では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.1%上昇したものと想定した場合には、経済価値が91,606千円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当連合会は、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し安定的な流動性の確保に努めております。

また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上で重要な要素と位置付け、商品毎に異なる流動性を把握したうえで、運用方針等の策定の際に検討を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない出資等は、次表には含めておりません（4. 参照のこと）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金	552,096,278	549,855,276	△ 2,241,001
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	3,747,878	3,274,962	△ 472,915
その他有価証券	2,578,810	2,578,810	-
(3) 貸出金	143,595,169		
貸倒引当金(*)	△ 1,710,470		
	141,884,699	138,352,878	△ 3,531,820
資産計	700,307,665	694,061,927	△ 6,245,738
(1) 貯金	716,225,259	714,429,359	△ 1,795,900
(2) 借用金	1,142	1,130	△ 11
負債計	716,226,401	714,430,489	△ 1,795,911

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金のみ記載しております。

3. 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資 産

(1) 預け金

満期のない預け金及び満期のある変動金利の預金については、短期間で市場金利を反映するため、当該帳簿価額によっております。

満期のある固定金利の預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下、OISという）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しております。

(2) 有価証券

債券は公表された相場価格を用いております。また、市場における取引価格が入手できない場合は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 貸出金

貸出金のうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸付先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

一方、固定金利によるものは、貸出金種類・期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下OISという）のレートで割り引いた額から決算日現在の貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しております。

上記以外の手形貸付については、短期間で償還されることから、時価は簿価と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としております。

なお、貸出金のうち、当該貸付を担保資産の範囲内に限る等の特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。

また、定期性貯金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いて現在価値を算定しております。

4. 市場価格のない出資等は次のとおりであり、これは2. 金融商品の時価等に関する事項に含まれておりません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
① 系統出資	35,198,768
② 系統外出資	4,804,270
合計	40,003,038

5. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
預け金	546,096,278	-	-
有価証券	466,598	166,598	66,598
満期保有目的の債券	466,598	166,598	66,598
その他有価証券のうち 満期があるもの	-	-	-
貸出金(*)	36,499,133	14,896,390	13,649,778
合計	583,062,010	15,062,988	13,716,376

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預け金	-	1,000,000	5,000,000
有価証券	1,166,598	966,598	3,498,927
満期保有目的の債券	466,598	166,598	2,398,927
その他有価証券のうち 満期があるもの	700,000	800,000	1,100,000
貸出金(*)	10,670,344	11,499,723	52,932,994
合計	11,836,942	13,466,321	61,431,921

(*)1 貸出金のうち、当座貸越7,956,505千円については「1年以内」に含めております。

(*)2 貸出金のうち、延滞債権等の償還時期を特定できない3,446,804千円は含めておりません。

6. 貯金・借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内
貯金(*)	681,461,271	14,508,519	18,475,869
借入金	760	381	-
合計	681,462,031	14,508,901	18,475,869

	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯金(*)	863,927	910,313	5,359
借入金	-	-	-
合計	863,927	910,313	5,359

(*) 貯金のうち要求払貯金391,075,136千円については、「1年以内」に含めて開示しております。

また、貯金のうち定期積金は元金のみ表示し、給付補てん備金については含めておりません。

VI. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	514,486	525,810	11,323
	政府保証債	-	-	-
	社債	200,000	207,368	7,368
	外国証券	-	-	-
	小計	714,486	733,178	18,691
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	199,816	196,500	△3,316
	地方債	1,531,917	1,196,347	△335,569
	政府保証債	100,000	91,080	△8,920
	社債	1,100,653	956,920	△143,733
	外国証券	101,004	100,937	△67
	小計	3,033,391	2,541,784	△491,607
合計		3,747,878	3,274,962	△472,915

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額・時価及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：千円)

		貸借対照表 計上額	取得原価又は 償却原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	政府保証債	606,420	599,951	6,468
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	606,420	599,951	6,468
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を超えないもの	国債	792,760	799,705	△6,945
	地方債	392,170	400,218	△8,048
	政府保証債	787,460	803,112	△15,652
	社債	-	-	-
	外国証券	-	-	-
	小計	1,972,390	2,003,036	△30,646
合計		2,578,810	2,602,987	△24,177

(3) 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(4) 当事業年度中に売却したその他有価証券は以下の通りであります。

(単位：千円)

		売却額	売却益	売却損
	国債	-	-	-
	地方債	654,422	-	45,396
	政府保証債	660,772	-	39,228
	社債	188,901	-	12,840
	外国証券	-	-	-
合計		1,504,095	-	97,465

(5) 当事業年度中において、保有目的が変更となった有価証券はありません。

VII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付

(1) 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付にあてるため、職員退職給付規程に基づき、退職一時金制度を採用しております。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	1,697,874 千円
勤務費用	115,162 千円
利息費用	2,886 千円
数理計算上の差異発生額	△ 218,973 千円
退職給付の支払額	△ 120,806 千円
期末における退職給付債務	1,476,144 千円

(3) 退職給付債務及び貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	1,476,144 千円
未積立退職給付債務	1,476,144 千円
未認識数理計算上の差異	227,228 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,703,372 千円
退職給付引当金	1,703,372 千円

(4) 退職給付に関連する損益

勤務費用	115,162 千円
利息費用	2,886 千円
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 725 千円
退職給付費用	117,323 千円

(5) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.22%
-----	-------

2. 特例業務負担金の将来見込額

人件費（福利厚生費）には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金27,037千円を含めて計上しております。

なお、同組合より示された令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は165,595千円です。

VIII. 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	348,178 千円
賞与引当金	51,088 千円
退職給付引当金	483,417 千円
役員退職慰労引当金	14,495 千円
減価償却限度超過額	33,953 千円
貸出金償却否認	3,253 千円
未収貸出金利息	25,607 千円
減損損失	27,307 千円
その他有価証券評価差額金	6,861 千円
その他	28,177 千円
繰延税金資産小計	1,022,341 千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	△ 446,951 千円
評価性引当額小計（※1）	△ 446,951 千円
繰延税金資産合計(A)	575,389 千円

繰延税金負債

繰延税金負債合計(B)	- 千円
-------------	------

繰延税金資産の純額(A)+(B)	575,389 千円
------------------	------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	27.6 %
(調整)	
未払事業税等	△ 5.4
交際費等永久に損金にされない項目	0.4
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 0.3
住民税均等割等	4.5
評価性引当額の増減	△ 56.0
法人税額の税額控除等	0.9
その他	0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△ 27.6

IX. 資産除去債務に関する注記

当連合会は、港湾管理条例等に基づき新潟県及び福井県からの使用又は占用許可を受けて設置した施設や構築物については使用又は占用終了時には原状回復に係る債務を有しております。これらの許可を受けて設置した施設等については、港湾管理条例等の定めるところにより、その変更等につき県知事の許可が必要であり、また、現時点で事業の廃止や当該施設の撤去等を行う予定はないことから、資産除去債務を合理的に見積ることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

X. 重要な後発事象に関する注記

当連合会は、福島県信用漁業協同組合連合会と合併する旨の合併仮契約を令和7年1月31日に締結し、同年10月31日の臨時総会で承認されました。臨時総会にて承認された後に締結した合併契約に基づき、当連合会は令和8年4月1日に福島県信用漁業協同組合連合会を吸収合併しております。

- | | |
|--------------------------------------|------------------|
| (1) 吸収合併消滅連合会の名称 | 福島県信用漁業協同組合連合会 |
| (2) 吸収合併の目的 | 経営資源の結集による経営の安定化 |
| (3) 吸収合併日 | 令和8年4月1日 |
| (4) 吸収合併存続連合会の名称 | 東日本信用漁業協同組合連合会 |
| (5) 合併比率及び算出方法 | 1対1の対等合併 |
| (6) 出資一口当たりの金額 | 10千円 |
| (7) 吸収合併消滅連合会から承継する資産、負債、純資産の額及び主な内訳 | |

(単位：千円)

吸収合併消滅連合会の名称	福島県信用漁業協同組合連合会
資産	36,796,048
(うち預け金)	31,784,872
(うち貸出金)	3,059,041
負債	35,401,366
(うち貯金)	35,270,446
純資産	1,394,682
(うち出資金)	760,700

(注) 1. 令和8年3月末時点の決算速報値を記載しております。

2. 吸収合併対象財産の全部について、当該吸収合併直前の帳簿価額で評価しております。

XI. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「Ⅰ. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

◆剰余金処分計算書

(単位：円)

科目	令和 6 年度	令和 7 年度
当期末処分剰余金	1,525,344,569	1,986,890,459
任意積立金取崩額	0	0
資産除去費用積立金	0	0
剰余金処分額	793,315,800	1,272,991,800
利益準備金	160,000,000	240,000,000
出資配当金	233,315,800	232,991,800
（うち普通出資に係る配当金）	221,085,800	220,991,800
（うち優先出資に係る配当金）	12,230,000	12,000,000
特別積立金	400,000,000	800,000,000
次期繰越剰余金	732,028,769	713,898,659

(注) 1. 普通出資金の配当率

令和6年度：1.0%

令和7年度：1.0%

2. 優先出資金の配当率

令和6年度：0.3%・0.33%・0.8%・0.9%・1.0%

令和7年度：1.0%

3. 特別積立金の積立目的、積立目標額及び取崩基準等については、定款第25条記載のとおりです。

4. 次期繰越剰余金に含まれる、法第55条第7項（法第92条第3項において準用する。）に規定する経営指導・教育情報事業の費用に充てるための繰越額（いわゆる教育情報資金）

令和6年度：40,000,000円

令和7年度：60,000,000円

◆キャッシュフロー計算書

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	887	913
減価償却費	244	236
減損損失	26	142
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	3	△ 109
その他引当金・積立金の増減額 (△は減少)	△ 11	44
教育情報資金の繰入額	-	0
資金運用収益	△ 5,953	△ 7,257
資金調達費用	340	1,145
有価証券関係損益 (△は益)	5	102
金銭の信託の運用損益	-	-
貸出金の純増減 (△は純増)	△ 17,418	△ 1,592
預け金の純増減 (△は純増)	18,005	19,000
貯金の純増減 (△は純減)	30,473	△ 19,879
借入金の純増減	△ 5,100	0
資金運用による収入	5,730	6,458
資金調達による支出	△ 241	△ 719
資金分量配当金の支払額	-	-
その他	205	788
小計	27,196	△ 727
法人税等の支払額	△ 222	△ 238
事業活動によるキャッシュ・フロー	26,974	△ 965
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	-	-
有価証券の売却による収入	-	-
有価証券の償還による収入	1,306	2,244
金銭の信託の減少による収入	-	-
固定資産の取得による支出	△ 275	△ 228
固定資産の売却による収入	3	16
外部出資による支出	△ 8,276	△ 2
外部出資による収入	-	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 7,241	2,030
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の増額による収入	2,600	△ 359
出資配当金の支払額	△ 207	△ 233
出資の払戻しによる支出	-	-
回転出資金の受入による収入	-	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,392	△ 592
4 現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
5 現金及び現金同等物の増加額	22,125	471
6 現金及び現金同等物の期首残高	271,609	293,735
7 現金及び現金同等物の期末残高	293,735	294,207

(注) 1 現金及び現金同等物には、現金の他、取得日から満期日までの期間が3ヵ月以内の定期預け金、通知預け金、普通預け金を記載しております。

2 本表は単位未満を切り捨ての上表示しているため、各々の計が一致しない場合があります。

■種類別・貯金者別貯金残高

(単位：百万円、%)

科目		令和 6 年度		令和 7 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
当座性貯金		400,007	54.3	391,075	54.6
当座貯金		1,247	0.2	834	0.1
普通貯金		393,895	53.4	385,540	53.8
貯蓄貯金		377	0.1	369	0.1
通知貯金		809	0.1	717	0.1
別段貯金		81	0.0	60	0.0
その他の貯金		3,597	0.5	3,552	0.5
定期性貯金		336,097	45.7	325,150	45.4
定期貯金		329,357	44.7	318,743	44.5
(うち固定自由金利定期)	(	329,342)	(44.7)	(318,729)	(44.5)
(うち変動自由金利定期)	(	14)	(0.0)	(13)	(0.0)
積立定期貯金		3,951	0.5	3,793	0.5
定期積金		2,788	0.5	2,613	0.4
合計		736,104	100.0	716,225	100.0
貯金者	員内	447,900	60.8	450,909	63.0
区分残高	会員	59,917	8.1	61,687	8.6
	組合員直接預り	387,982	52.7	389,222	54.4
	員外	288,204	39.2	265,315	37.0
	地方公共団体	37,304	5.1	29,718	4.1
	金融機関	0	0.0	0	0.0
	その他	250,898	34.1	235,596	32.9

(注1) 固定自由金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期貯金

(注2) 変動自由金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期貯金

■科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科目	令和 6 年度		令和 7 年度		増減 金額
	金額	構成比	金額	構成比	
流動性貯金	402,610	52.5	395,290	53.8	△ 7,320
定期性貯金	360,614	47.0	335,090	45.6	△ 25,524
その他の貯金	4,129	0.5	4,169	0.6	40
計	767,354	100.0	734,550	100.0	△ 32,804
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合計	767,354	100.0	734,550	100.0	△ 32,804

(注1) 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

(注2) 定期性貯金＝定期貯金＋積立定期貯金＋定期積金

■財形貯蓄残高

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
財形貯蓄残高	18	9

■種類別・使途別・貸出者別貸出金残高

(単位：百万円、％)

科目		令和 6 年度		令和 7 年度	
		金額	構成比	金額	構成比
割引手形		-	-	-	-
手形貸付金		11,050	7.8	11,324	7.9
証書貸付金		115,159	81.1	116,014	80.8
当座貸越		7,492	5.3	7,956	5.5
金融機関貸付		8,300	5.8	8,300	5.8
合計		142,002	100.0	143,595	100.0
固定金利貸付		103,394	72.8	107,547	74.9
変動金利貸付		38,608	27.2	36,047	25.1
設備資金		89,948	63.3	92,976	64.8
運転資金		52,054	36.7	50,618	35.2
貸出者 区分残高	員内	89,141	62.8	89,064	62.0
	会員	31,616	22.3	31,637	22.0
	組合員直接貸付	57,524	40.5	57,427	40.0
	員外	52,861	37.2	54,530	38.0
	地方公共団体	15,649	11.0	16,665	11.6
	金融機関	8,300	5.8	8,300	5.8
	その他	28,911	20.4	29,565	20.6

■科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、％)

科目		令和 6 年度		令和 7 年度		増減 金額
		金額	構成比	金額	構成比	
割引手形		-	-	-	-	-
手形貸付金		12,090	8.6	11,892	8.3	△ 198
証書貸付金		111,070	79.2	114,091	80.0	3,021
当座貸越		7,933	5.7	8,342	5.8	408
金融機関貸付		9,144	6.5	8,357	5.9	△ 786
合計		140,239	100.0	142,683	100.0	2,444

■業種別貸出金残高

(単位：百万円、％)

区分		令和 6 年度		令和 7 年度		増減 金額
		金額	構成比	金額	構成比	
農林水産業		73,442	51.7	72,567	50.5	△ 875
製造業		6,824	4.8	7,781	5.4	957
建設業		252	0.2	217	0.2	△ 35
運輸・通信業		256	0.2	228	0.2	△ 28
卸売・小売業		1,304	0.9	1,370	1.0	66
金融・保険業		8,300	5.8	8,300	5.8	0
不動産業		-	-	0	0.0	0
サービス業		16,502	11.6	14,660	10.2	△ 1,842
地方公共団体		15,607	11.0	18,713	13.0	3,106
その他		19,513	13.8	19,755	13.7	242
合計		142,002	100.0	143,595	100.0	1,593

■貸出金担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯金等	4,768	4,841	73
有価証券	-	15	15
動産	3,155	2,699	△ 456
不動産	17,505	16,700	△ 805
その他担保物	1,173	1,269	96
計	26,604	25,526	△ 1,078
漁信基保証	62,953	62,864	△ 89
その他保証	18,979	20,737	1,758
計	81,933	83,602	1,669
信用	33,465	34,466	1,001
合計	142,002	143,595	1,593

■債務保証担保別内訳残高

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
貯金等	-	-	-
有価証券	-	-	-
動産	-	-	-
不動産	376	371	△ 5
その他担保物	-	-	-
計	376	371	△ 5
漁信基保証	36	25	△ 11
信用	16	13	△ 3
合計	429	410	△ 19

■ 主要な水産業関係の貸出金残高

(単位：百万円)

(漁業種類等別)

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
漁業			
海面漁業	25,402	24,916	△ 486
海面養殖業	7,453	7,302	△ 151
その他漁業	3,584	3,364	△ 220
漁業関係団体等	41,321	41,305	△ 16
合計	77,762	76,889	△ 873

- ※ 1 本表は、水産業関係の貸出金残高であるため、水産業者に対する水産業関係資金以外の貸出金残高（生活資金等）は含めておりません。
- 2 漁連・漁協・水産加工業者やそれらの子会社等に対する貸出は「漁業関係団体等」に記載しております。（地方公共団体、金融機関に対する貸出は含めておりません）

(資金種類別)

<貸出金>

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
プロパー資金	33,321	31,332	△ 1,989
水産制度資金	44,441	45,556	1,115
漁業近代化資金	41,159	42,526	1,367
その他制度資金等	3,281	3,030	△ 251
合計	77,762	76,889	△ 873

- ※ 1 プロパー資金とは、信漁連原資の貸出金のうち、制度資金以外のものです。
- 2 水産制度資金には、①地方公共団体等が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体等が利子補給等を行うことで信漁連が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは②のみを掲載しております。

<受託貸付金>

	令和 6 年度	令和 7 年度	増減
日本政策金融公庫資金 (農林水産事業)	8,093	7,140	△ 953
その他	4,158	3,716	△ 442
合計	12,252	10,856	△ 1,396

- ※ 1 受託貸付金は、保証残高ではなく、貸出残高を記入しております。

■種類別有価証券平均残高

(単位：百万円、%)

種類	令和 6 年度		令和 7 年度		増減
	金額	構成比	金額	構成比	金額
国債	1,322	14.1	1,084	13.4	△ 237
地方債	3,963	42.2	3,157	39.1	△ 806
政府保証債	2,204	23.5	2,105	26.1	△ 98
金融債	-	-	-	-	-
社債	1,702	18.1	1,570	19.5	△ 132
外国証券	203	2.2	147	1.8	△ 55
株式	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	9,396	100.0	8,067	100.0	△ 1,329

■有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の 定めなし	合計
令和 6 年度								
国債	180	-	-	818	203	-	-	1,202
地方債	-	-	722	99	892	1,498	-	3,213
政府保証債	-	-	414	622	1,208	-	-	2,244
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	199	400	-	101	-	996	-	1,698
外国証券	100	101	-	-	-	-	-	202
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
令和 7 年度								
国債	-	-	399	593	-	-	-	992
地方債	-	-	812	-	194	1,431	-	2,438
政府保証債	-	-	806	587	100	-	-	1,493
金融債	-	-	-	-	-	-	-	-
社債	400	-	-	-	-	900	-	1,300
外国証券	-	101	-	-	-	-	-	101
株式	-	-	-	-	-	-	-	-
受益証券	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-

■ 有価証券の取得価額、時価及び評価損益

(単位：百万円)

◇ 有価証券

種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
売買目的	-	-	-	-	-	-
満期保有目的	4,299	4,017	△ 281	3,731	3,274	△ 456
その他	4,205	4,261	56	2,600	2,578	△ 21
合計	8,504	8,278	△ 225	6,331	5,853	△ 478

1. 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく価格により計上したものであります。取得価額は、償却原価によっております。

- ① 売買目的有価証券については、該当ありません。
- ② 満期保有目的有価証券については、取得価額が貸借対照表価額として計上されております。
- ③ その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としております。

◇ 金銭の信託

種類	令和 6 年度			令和 7 年度		
	取得価額	時価	評価損益	取得価額	時価	評価損益
金銭の信託	-	-	-	-	-	-

※金銭の信託はありません。

■ 保有有価証券の利回り

(単位：％)

種類	令和 6 年度	令和 7 年度
国債	1.33	1.54
地方債	1.39	△ 0.16
政府保証債	1.73	△ 0.11
金融債	-	-
社債	1.06	0.34
外国証券	1.83	1.87
以上平均	1.41	0.21

※ 保有有価証券の利回りには、償還損益、売却損益、償却を含みます。
通常の有価証券利回りは48ページをご参照ください。

■ オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

■ 先物取引の状況

(単位：百万円)

該当ありません

■ オプション取引の時価情報

(単位：百万円)

該当ありません

■受託貸付金の残高

(単位：百万円)

受託先	令和 6 年度	令和 7 年度
株式会社 日本政策金融公庫（農林水産）	8,093	7,140
株式会社 日本政策金融公庫（国民生活）	76	62
独立行政法人 住宅金融支援機構	3,979	3,576
独立行政法人 福祉医療機構	2	2
農林中央金庫	-	-
独立行政法人 北方領土問題対策協会	99	75
合計	12,252	10,856

■内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種類		令和 6 年度		令和 7 年度	
		仕向	被仕向	仕向	被仕向
送金・振込	件数	216,484	313,854	240,447	310,087
	金額	487,949	451,609	440,310	434,392
代金取立	件数	-	19	-	9
	金額	-	4	-	1
合計	件数	216,484	313,873	240,447	310,096
	金額	487,949	451,613	440,310	434,394

■最近 5 年間の主要な経営指標

(単位：百万円、口)

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
経常収益	6,863	6,247	5,941	6,751	8,044
経常利益	996	853	793	914	1,043
当期剰余金	727	764	788	782	1,166
出資金	21,456	21,458	21,458	24,058	24,049
出資口数	2,105,778	2,105,808	2,105,838	2,365,858	2,329,918
純資産額	31,154	31,605	32,121	35,120	35,635
総資産額	760,133	768,310	747,208	775,553	757,462
貯金等残高	707,374	723,524	705,630	736,104	716,225
貸出金残高	122,964	121,473	124,584	142,002	143,595
有価証券残高	12,795	11,111	10,108	8,560	6,326
剰余金配当金額	185	207	207	233	232
出資配当の額	185	207	207	233	232
事業利用分量配当の額	-	-	-	-	-
職員数	677.0人	632.0人	618.0人	665.0人	645.0人
単体自己資本比率	12.23%	12.32%	12.67%	12.75%	13.06%

(注) 「単体自己資本比率」は、「漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」

(平成18年金融庁・農林水産省告示第3号)に基づき算出しております。

■経営諸指標

(単位：百万円)

区分		令和 6 年度			令和 7 年度	
貯貸率等	貯貸率	期末	19.29	%	20.04	%
		期中	18.27	%	19.42	%
	貯預率	期末	77.78	%	77.08	%
		期中	79.08	%	77.20	%
	貯証率	期末	1.16	%	0.88	%
		期中	1.22	%	1.09	%
	一従業員当たり	貯金残高	1,106		1,110	
		貸出金残高	213		222	
	一店舗当たり	貯金残高	9,201		9,301	
		貸出金残高	1,775		1,864	
利益率	総資産経常利益率		0.11	%	0.13	%
	資本経常利益率		2.66	%	2.99	%
	総資産当期純利益率		0.09	%	0.15	%
	資本当期純利益率		2.27	%	3.35	%

(注1) 総資産経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 総資産平均残高(偶発債務見返除く) × 100

(注2) 資本経常(当期)利益率 = 経常(当期)利益 / 資本勘定平均残高 × 100

■粗利益・業務純益

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
資金運用収益	5,953	7,257
資金調達費用	340	1,145
資金運用収支	5,612	6,112
役務取引等収益	248	245
役務取引等費用	102	108
役務取引等収支	146	137
その他事業収益	376	376
受取出資配当金	31	17
受取助成金	345	358
国債等債券売却益	-	-
国債等債券償還益	-	-
その他の事業収益	-	-
その他事業費用	124	201
その他事業収支	251	174
事業粗利益	6,011	6,424
事業粗利益率	0.79 %	0.90 %
事業純益	786	899
実質事業純益	744	880
コア事業純益	744	783
コア事業純益（投資信託解約損益除く）	744	783

(注) 1. 事業粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他事業収支

2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100

3. 事業純益 = 事業粗利益 - 経費（人件費・物件費・税金） - 一般貸倒引当金繰入額

4. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金繰入額

5. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益（※）

※ 国債等債券関係損益 = 債券売却益 + 債券償還益 - 債券売却損 - 債券償還損 - 債券償却

■資金運用勘定・調達勘定の平均残高等

(単位：百万円、%)

	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	756,514	5,953	0.79	717,825	7,257	1.01
貸出金	140,239	1,937	1.38	142,683	2,184	1.53
預け金	606,878	3,883	0.64	567,073	4,959	0.87
有価証券	9,396	133	1.42	8,067	114	1.42
資金調達勘定	770,095	325	0.04	734,552	1,125	0.15
貯金・定期積金	767,354	767,354	0.04	734,550	1,125	0.15
借入金	2,740	0	0.00	1	0	0.60
貯金原価率		-	0.74		-	0.91
総資金利ざや		-	0.14		-	0.16

(注) 1. 総資金利ざや = 総資金運用利回り - 総資金原価率

2. 貯金原価率 = $\frac{\text{貯金利息} + \text{譲渡性貯金利息} + \text{支払奨励金} + \text{経費}}{(\text{貯金} + \text{譲渡性貯金}) \text{ 平残}} \times 100$

■受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度
受取利息	1,215	1,304
うち 貸出金	212	246
有価証券	△ 12	△ 18
預け金	1,016	1,075
支払利息	155	800
うち 貯金	155	800
譲渡性貯金	-	-
借入金	0	0
差引	1,060	503

(注) 増減額は前年度対比です。

■経費の内訳

(単位：百万円)

区分	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	2,923	2,973
役員報酬	73	58
給料手当	1,783	1,817
出向者給料手当	572	547
福利厚生費	368	384
賞与引当金戻入	△ 148	△ 145
賞与引当金繰入	145	180
退職給付費用	114	117
役員退職慰労引当金繰入	14	14
役員退職慰労金	-	-
旅費交通費	89	90
業務費	903	938
負担金	185	367
施設費	882	901
貯金保険料	48	31
雑費	16	17
税金	216	223
合計	5,266	5,544

■自己資本調達手段の概要に関する事項

◇自己資本比率の状況

当連合会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでおります。

令和8年3月末における自己資本比率は、預け金・有価証券の効率的な運用や事業管理費削減等により1,166百万円の当期剰余金を計上した結果、13.06%の実績となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連合会の自己資本は、会員からの普通出資金のほか、非累積的永久優先出資金により調達しております。

普通出資金

項目	内容
発行主体	東日本信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資
コア項目に係る基礎項目に算入した額	220億円（前年度221億円）

非累積的永久優先出資金

項目	内容
発行主体	東日本信用漁業協同組合連合会
資本調達手段の種類	非累積的永久優先出資
コア項目に係る基礎項目に算入した額	12億円（前年度15億円）

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。

これに基づき、当連合会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持を図り、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めております。

◆自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項目	令和 6 年度 金額	令和 7 年度 金額
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本又は会員資本の額	34,243	34,906
うち、出資金及び資本準備金の額	24,079	24,069
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	10,397	11,069
うち、外部流出予定額(△)	△ 233	△ 232
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	72	53
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	72	53
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額の		
うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	34,316	34,960
コア資本に係る基礎項目 (2)	-	-
無形固定資産(モーケージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	16	12
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーケージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	16	12
繰延税金資産(一時差額に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資金等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る十パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーケージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーケージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調達項目の額(ロ)	16	12
自己資本	-	-
自己資本の額((イ)-(ロ))(ハ)	34,299	34,947
リスク・アセット等 (3)	-	-
信用リスク・アセットの額の合計額	259,935	258,145
資産(オン・バランス)項目	259,579	256,732
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)	-	-
オフ・バランス項目	355	1,413
CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額	-	-
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	-	-
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	-	-
勘定間の振替分	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	8,884	9,351
資本フロア調整額	-	-
リスク・アセットの額の合計額(ニ)	268,820	267,496
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	12.75%	13.06%

■自己資本の充実にに関する事項

(単位：百万円)

信用リスク・アセット額 (標準的手法)	令和6年度			令和7年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 ^a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 ^a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	9,461	-	-	11,444	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,204	-	-	994	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	18,834	-	-	18,533	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	304	30	1	298	29	1
我が国の政府関係機関向け	208	173	6	201	170	6
地方三公社向け	1,800	360	14	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	582,000	116,928	4,677	562,156	112,774	4,510
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	6,716	1,403	56	7,726	1,545	61
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	4,246	480	19	2,202	240	9
(うち特定貸付債権向け)	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	37,637	26,882	1,075	43,878	29,494	1,179
(うちトランザクター向け)	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	11,943	3,628	145	11,450	3,580	143
(うち自己居住用不動産等向け)	11,840	3,556	142	11,186	3,422	136
(うち賃貸用不動産向け)	-	-	-	31	18	0
(うち事業用不動産関連向け)	103	72	2	-	-	-
(うちその他不動産関連向け)	-	-	-	232	139	5
(うちADC向け)	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	1,301	1,524	60	822	1,029	41
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	117	62	2	115	66	2
取立未済手形	32	6	0	37	7	0
信用保証協会等による保証付	63,008	6,300	252	62,912	6,291	251
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式等	7,381	18,453	738	7,383	18,458	738
上記以外	36,022	85,103	3,404	36,212	86,001	3,440
(うち重要な出資のエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	100	251	10	-	-	-
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	32,619	81,548	3,261	32,619	81,548	3,261
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	-	-	-	573	1,433	57
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	-	-	-	-	-	-
(うち上記以外のエクスポージャー)	3,302	3,302	132	3,019	3,019	120
証券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(短期STC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち不良債権証券化適用分)	-	-	-	-	-	-
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルー方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンドート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち蓋然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-
標準的手法を運用するエクスポージャー計	775,507	259,935	10,397	758,645	258,145	10,325
CVARリスク相当額÷8%(簡便法)	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-
合計(信用リスク・アセットの額)		259,935			258,145	

■オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	8,884	9,351
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	355	374
BI	5,923	6,234
BIC	710	748

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たり、当連合会では標準的手法を採用しています。

■所要自己資本額

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット (分母) 合計 a	所要自己資本額 b=a×4%
268,820	10,752	267,496	10,699

◆ 標準的手法に関する事項

当連合会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、右記の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。	適格格付機関		
	株式会社格付投資情報センター (R&I) 株式会社日本格付研究所 (JCR) ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's) スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P) フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)		
(イ) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、右記のとおりです。	エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・スコア
	金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR	-
	法人向けエクスポージャー	S&P, Fitch	

◆ 信用リスクに関するエクスポージャーの業種別の期末残高及び主な種類別の内訳

令和 6 年度				令和 7 年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
法人 農林水産業	56,575	54,599	-	57,902	55,926	-
製造業	6,784	6,584	200	7,810	7,610	200
建設業	120	120	-	85	85	-
運輸・通信業	228	228	-	197	197	-
卸売・小売業	1,122	1,122	-	1,200	1,200	-
金融・保険業	615,734	8,317	1,012	595,732	8,359	704
不動産業	-	-	-	-	-	-
サービス業	17,673	16,038	603	15,628	14,094	502
地方公共団体	19,010	15,614	3,222	21,328	18,715	2,443
その他	7,423	170	3,547	6,374	173	2,494
個人	39,845	39,845	-	39,034	39,034	-
固定資産等	12,868	-	-	15,027	-	-
合計	777,387	142,641	8,585	760,321	145,396	6,344

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
3. 当連合会は、デリバティブ取引の取扱いはありません。

◆ 信用リスクに関するエクスポージャーの残存期間別の期末残高及び主な種類別の内訳

令和 6 年度				令和 7 年度		
	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	信用リスクに関する エクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券
1 年以下	593,529	23,745	505	574,092	26,136	418
1 年超 3 年以下	14,481	13,979	501	13,254	13,153	101
3 年超 5 年以下	17,009	15,872	1,136	21,915	18,897	2,018
5 年超 7 年以下	25,419	21,777	1,641	22,709	18,528	1,180
7 年超	73,496	66,696	4,799	72,776	68,149	2,626
期限の定めなし	53,451	570	-	55,573	531	-
合計	777,387	142,641	8,585	760,321	145,396	6,344

- (注) 1. 全て国内取引です。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。

◆延滞エクスポージャーの期末残高及び業種別の内訳

令和6年度			令和7年度	
法人	農林水産業	575	569	
	製造業	156	119	
	建設業	-	-	
	運輸・通信業	-	-	
	卸売・小売業	-	34	
	金融・保険業	-	-	
	不動産業	-	-	
	サービス業	63	28	
	地方公共団体	-	-	
	その他	-	-	
個人		504	186	
合計		1,299	938	

(注) 全て国内取引です。

◆貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

令和6年度						令和7年度					
	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加	期中減少額		期末残高	
			目的使用	その他				目的使用	その他		
一般貸倒引当金	111	75	-	114	72	72	53	-	72	53	
個別貸倒引当金	1,705	1,987	176	1,769	1,747	1,747	1,656	51	1,696	1,656	
法人											
	農林水産業	823	917	5	872	863	828	2	860	828	
	製造業	373	611	98	460	426	370	42	383	370	
	建設業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	卸売・小売業	16	-	7	9	-	4	-	-	4	
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	サービス業	13	52	-	13	52	55	-	52	55	
	地方公共団体	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	478	405	64	414	405	405	397	6	399	397	

◆貸出金償却の額

令和6年度			令和7年度	
法人	農林水産業	-	-	
	製造業	-	-	
	建設業	-	-	
	運輸・通信業	-	-	
	卸売・小売業	-	-	
	金融・保険業	-	-	
	不動産業	-	-	
	サービス業	-	-	
	地方公共団体	-	-	
	その他	-	-	
個人		-	1	
合計		-	1	

(注) 個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値（直接償却額）を記載しております。

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◆信用リスク・アセット残高内訳表

項目	リスク・ウェイト (%)	令和6年度					リスク・ウェイト の加重平均値(%) F(=E/(C+D))
		CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後		信用リスク・ アセットの額 E	
		オン・バランス 資産項目 A	オフ・バランス 資産項目 B	オン・バランス 資産項目 C	オフ・バランス 資産項目 D		
現金	0	9,461	-	9,461	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,204	-	1,204	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	18,834	-	18,834	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	304	-	304	-	30	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	208	-	208	-	0	0
地方三公社向け	20	1,800	-	1,800	-	360	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	582,000	-	582,000	-	116,928	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	6,716	-	6,716	-	1,403	21
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	4,246	-	4,246	-	480	11
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	37,231	525	32,722	406	26,882	81
（うちトラザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	11,943	-	11,906	-	3,795	32
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	11,840	-	11,803	-	3,723	32
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	-	-	-	-	-	-
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	103	-	103	-	72	70
（うちその他不動産関連向け）	60	-	-	-	-	-	-
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	1,301	-	1,115	-	1,524	137
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	117	-	117	-	68	58
取立未済手形	20	32	-	32	-	6	20
信用保証協会等による保証付	0～10	62,972	36	62,972	36	6,300	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	7,381	-	7,381	-	18,453	250
上記以外	100～1250	36,022	-	36,022	-	85,103	236
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普 通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当する もの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	100	-	100	-	251	250
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャー）	250	32,619	-	32,619	-	81,548	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係る エクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有 していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	3,302	-	3,302	-	3,302	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うち S T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期 S T C 要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち S T C ・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに 係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかった ものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合 計（信用リスク・アセットの額）						259,935	

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◆信用リスク・アセット残高内訳表

項目	令和7年度						
	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値(%) F(=E/(C+D))
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額 E	
		A	B	C	D		
現金	0	11,444	-	11,444	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	994	-	994	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
国際決済銀行等向け	0	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	0	18,533	-	18,533	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	0～150	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	10～20	298	-	298	-	29	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	201	-	201	-	20	10
地方三公社向け	20	-	-	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	562,156	-	562,156	-	112,774	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	7,726	-	7,726	-	1,545	20
カバード・ボンド向け	10～100	-	-	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20～150	2,202	-	2,202	-	240	11
（うち特定貸付債権向け）	20～150	-	-	-	-	-	-
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	42,349	11,823	34,555	1,528	29,494	82
（うちトランザクター向け）	45	-	-	-	-	-	-
不動産関連向け	20～150	11,450	-	11,417	-	3,725	33
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	11,186	-	11,153	-	3,567	32
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	31	-	31	-	18	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	-	-	-	-	-	-
（うちその他不動産関連向け）	60	232	-	232	-	139	60
（うちADC向け）	100～150	-	-	-	-	-	-
劣後債券及びその他資本性証券等	150	-	-	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50～150	817	48	792	4	1,029	129
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	115	-	115	-	71	62
取立未済手形	20	37	-	37	-	7	20
信用保証協会等による保証付	0～10	62,886	25	62,886	25	6,291	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	-	-	-	-	-	-
株式等	250～400	7,383	-	7,383	-	18,458	250
上記以外	100～1250	36,212	-	36,212	-	86,001	237
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1,250	-	-	-	-	-	-
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	-	-	-	-	-	-
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	32,619	-	32,619	-	81,548	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	573	-	573	-	1,433	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外のエクスポージャー）	100	3,019	-	3,019	-	3,019	100
証券化	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（短期STC要件適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うち不良債権証券化適用分）	-	-	-	-	-	-	-
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	-	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-	-	-	-
未決済取引	-	-	-	-	-	-	-
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	-	-	-	-	-	-	-
合 計（信用リスク・アセットの額）						258,145	

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◆ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

項目	令和6年度												
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)												
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
現金	9,461	-	-	-	-	9,461							
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,204	-	-	-	-	-	1,204						
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-						
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	18,834	-	-	-	-	-	-	18,834					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
地方公共団体金融機構向け	-	304	-	-	-	-	-	304					
我が国の政府関係機関向け	-	208	-	-	-	-	-	208					
地方三公社向け	-	-	1,800	-	-	-	-	1,800					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	579,974	339	116	1,569	-	-	-	-	582,000				
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	6,516	-	-	200	-	-	-	-	6,716				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,904	2,342	-	-	-	-	-	-	-	4,246			
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	45%	75%	100%	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	12,738	-	20,389	33,128								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-								
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	-	-	-	-	11,745	-	-	-	-	-	57	-	11,803
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	103	-	-	-	-	-	103						
	60%	その他	合計										
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	-	-	-										
	100%	150%	その他	合計									
不動産関連向け（うちADC向け）	-	-	-	-									
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-							
	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	94	106	913	-	1,115								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	117	-	-	117								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計							
取立未済手形	-	-	32	-	-	32							
信用保証協会等による保証付	-	63,008	-	-	-	63,008							
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-							
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
株式等	-	-	7,381	-	-	7,381							

■信用リスクに関する事項

(単位：百万円)

◆ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

項目	令和7年度													
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)													
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
現金	11,444	-	-	-	-	11,444								
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計							
我が国の中央政府及び中央銀行向け	994	-	-	-	-	-	994							
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-							
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の地方公共団体向け	18,533	-	-	-	-	-	-	18,533						
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計						
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
地方公共団体金融機構向け	-	298	-	-	-	-	-	298						
我が国の政府関係機関向け	-	201	-	-	-	-	-	201						
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-						
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計					
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	560,377	239	1,425	115	-	-	-	-	562,156					
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	7,726	-	-	-	-	-	-	-	7,726					
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計					
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
	0%	20%	50%	75%	80%	85%	100%	150%	その他	合計				
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	1,299	702	200	-	-	-	-	-	-	2,202				
（うち特定貸付債権向け）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	10%	75%	85%	100	その他	合計								
中堅中小企業等向け及び個人向け	3	12,349	23,330	401	-	36,084								
（うちトランザクター向け）	-	-	-	-	-	-								
	10%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	
不動産関連向け（うち自己居住用不動産等向け）	1,451	-	-	-	9,635	-	-	-	-	-	66	-	11,153	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向け（うち賃貸用不動産向け）	-	-	-	-	-	31	-	-	-	-	-	31		
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計							
不動産関連向け（うち事業用不動産関連向け）	-	-	-	-	-	-	-							
	60%	その他	合計											
不動産関連向け（うちその他不動産関連向け）	232	-	232											
	100%	150%	その他	合計										
不動産関連向け（うちADC向け）	-	-	-	-										
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
劣後債券及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-								
	10%	50%	100%	150%	その他	合計								
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	-	115	100	581	-	796								
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	49	-	66	-	-	115								
	0%	10%	20%	100%	その他	合計								
取立未済手形	-	-	37	-	-	37								
信用保証協会等による保証付	-	62,912	-	-	-	62,912								
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-								
	100%	150%	250%	400%	その他	合計								
株式等	-	-	7,383	-	-	7,383								

◆資産（オフバランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リス ク削減効果適用 後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	688,820	36	10	688,820	668,188	25	10	668,180
40%～70%	4,227	-	-	4,227	2,120	4	1	2,120
75%	14,608	335	48	12,796	14,236	3,136	12	12,416
80%	-	-	-	-	-	-	-	-
85%	22,680	189	85	20,389	27,765	8,297	10	23,330
90%～100%	223	-	-	223	576	390	10	567
105%～130%	-	-	-	-	-	-	-	-
150%	1,100	-	-	913	602	44	15	581
250%	7,381	-	-	7,381	7,383	-	-	7,383
400%	-	-	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	739,042	561	58	734,752	720,873	11,898	11	714,579

(注) 信用リスク・アセット残高内訳表の現金から株式等に対応する計数を記載しております。

◆信用リスク削減手法に関するリスク管理の方法及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用する等、信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当連合会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が適格相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

また、貸出金と当連合会貯金の相殺については

- ①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず貸出金と当連合会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること。
- ②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当連合会貯金をいずれの時点においても特定することができること。
- ③当連合会貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること。
- ④貸出金と当連合会貯金の相殺後の額が監視および管理されていること。

の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当連合会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、本邦地方公共団体、本邦政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について被保証債権のリスク・ウェイトに代えて保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

■信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

◆信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	206	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	-	-	-	-
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	-	2,142	-	1,299
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,508	3	7,793	3
自己居住用不動産等向け	36	1,674	33	1,451
賃貸用不動産関連向け	-	-	-	-
事業用不動産関連向け	-	-	-	-
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	186	-	25	-
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	-	54	-	49
証券化	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-
合計	4,731	4,081	7,853	2,803

■ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡または資金の支払を行う取引です。

当連合会では、派生商品取引および長期決済期間取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ 証券化エクスポージャーに関する事項

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。

当連合会では証券化商品を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ CVAリスクに関する事項

「CVAリスク」とは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクのことです。

当連合会では派生商品取引を取り扱わない方針であり、取扱い実績はありません。

■ マーケット・リスクに関する事項

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により資産・負債およびオフバランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクのことです。

当連合会は、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

■ オペレーショナル・リスクに関する事項

◆ リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当連合会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

当連合会ではオペレーショナルリスク損失事象を内部の不正、外部からの不正、労務慣行および職場の安全顧客・商品および取引慣行、有形資産に対する損傷、事業活動の中断およびシステム障害、注文等の執行・送達およびプロセスの管理に区分けし、リスク管理担当部署である総合企画部の管理のもと、各リスク損失発生部署と連携して損失事象ごとに損失概要や原因分析結果を取りまとめることを「自己資本比率算出要領」に定め、リスク管理を行っております。

また、「コンプライアンス委員会」、「情報セキュリティ委員会」を設置し、経営層の直接関与のもと、オペレーショナル・リスク損失事象等に関する報告を受け、リスクの内容の特定・評価・問題点の改善および是正に取り組み、リスクを削減するリスク管理体制を構築しております。

◆ BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◆ ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◆ オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無該当ありません。

■リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	-	-
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	-	-

■出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

◆ 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方法及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当連合会においては、これらを①その他有価証券、②系統および系統外出資に区分して管理しています。

その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通し等の投資環境分析及びポートフォリオの状況やALM等を考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成する運用会議を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及び運用会議で決定された取引方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックして経営層に報告しています。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めている、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等又は株式等の評価等については、①その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。②系統及び系統外出資については、取得原価を帳簿額として記載し、出資先の財政状態が著しく悪化し、回復する見込みがないと認められる場合、実質価格と帳簿額の差額を直接償却しております。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

令和 6 年度		令和 7 年度	
貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
40,000	-	40,003	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◆ 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

該当する売却益・売却損・償却額ははありません。

◆ 貸借対照表で認識された損益計算書で認識されない評価損益の額（その他有価証券の評価損益等）

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
56	-	△ 24	-

(注) 上場株式の保有はありません。

◆ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関係会社株式の評価損益等）

該当する株式はありません。

■金利リスクに関する事項

◆金利リスクの算定方法の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

○ 当連合会における、リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当連合会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備等により厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当連合会は、ALM委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析等を行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

月末を基準日として、四半期ごとにIRRBBを計測しています。

○ 当連合会では、市場金利が上下1%変動した場合の金利リスク量を算出しています。

なお、当座性貯金については、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される貯金としてコア貯金と定義し、残高の50%相当額を満期5年までの期間に均等配賦（平均残存2.5年）して金利リスクを算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年となっております。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法およびその前提

当連合会では円通貨のみを取り扱っています。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度末の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用しておりません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

○ Δ EVE以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、水協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEと大きく異なる点)

特段ありません

○ 金利リスクに関する事項

IRRBB 1：金利リスク

項番	令和 6 年度		令和 7 年度	
	△EVE	△NII	△EVE	△NII
1 上方パラレルシフト	930	1,265	896	1,577
2 下方パラレルシフト	0	542	0	868
3 スティープ化	1,655	-	1,448	-
4 フラット化	0	-	0	-
5 短期金利上昇	0	-	0	-
6 短期金利低下	914	-	652	-
7 最大値	1,655	-	1,448	-
8 自己資本の額		34,299		34,947

・「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

・「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

・「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

・「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

・「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

■信用事業命令に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円、%)

債権区分		債権額	保全			
			担保	保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	2,020	113	865	1,041	2,020
	令和7年度	2,081	88	988	1,004	2,081
危険債権	令和6年度	2,939	614	1,587	706	2,907
	令和7年度	3,445	646	2,099	652	3,397
要管理債権	令和6年度	53	21	5	-	27
	令和7年度	165	0	-	-	0
三月以上延滞債権	令和6年度	-	-	-	-	-
	令和7年度	-	-	-	-	-
貸出条件緩和債権	令和6年度	53	21	5	-	27
	令和7年度	165	0	-	-	0
小計	令和6年度	5,013				
	令和7年度	5,693				
正常債権	令和6年度	137,615				
	令和7年度	138,554				
合計	令和6年度	142,628				
	令和7年度	144,247				

(注1)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の理由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。

(注2)「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

(注3)「要管理債権」とは、漁業協同組合等の信用事業等に関する命令上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注4)「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

(注5)「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債券放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

(注6)「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、注1、注2、注4、注5に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

■貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和6年度					令和7年度				
	期首	期中	期中減少額		期末	期首	期中	期中減少額		期末
	残高	増加額	目的使用	その他	残高	残高	増加額	目的使用	その他	残高
一般貸倒引当金	111	72	-	111	72	72	53	-	72	53
個別貸倒引当金	1,705	1,747	176	1,529	1,747	1,747	1,656	51	1,696	1,656
合計	1,816	1,819	176	1,640	1,819	1,819	1,710	51	1,768	1,710

■貸出金償却の額

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	-	-

(注1)個別貸倒引当金の目的使用による取崩額との相殺後の数値(直接償却額)を記載しております。